

# 船舶検査心得の一部改正について

平成21年12月  
安全基準課

## 1. 背景

2006年5月及び2008年5月に、国連の専門機関である国際海事機関(IMO)において、舷梯を含む乗降船設備を規制の対象とすること、平成6年10月1日時点現存船に備え付けが認められている固定式鎮火性ガス消火装置の要件を強化すること、レーダー・トランスポンダーの代替として搜索救助用位置指示送信装置(AIS-SART)の使用を可能とすること、幼児用救命胴衣及び救命胴衣着法補助具の備付け、救命胴衣等の基準を強化すること等を目的としたSOLAS条約附属書第Ⅱ-1章、第Ⅱ-2章、第Ⅲ章及び第Ⅳ章並びに国際救命設備コードの改正が採択され、また、持運び式消火器の船内場所毎の備置数に関するSOLAS条約の国際統一解釈が承認されたところ。

本条約改正等を国内法令で担保すべく「船舶設備規程(昭和9年逓信省令第6号)」等の省令及び「船舶の排水設備の基準を定める告示(平成10年運輸省告示第381号)」の一部改正を行うところ、当該改正にあわせて船舶検査心得の一部を改正する。

## 2. 改正の概要

### ① 幼児用救命胴衣及び着用補助具の備付け(救命設備規則 心得)

○旅客船(現存船を含む。)に関し、幼児の数と同数(幼児の数が予想できないときは、旅客定員の2.5%以上の数)の幼児用救命胴衣の備付けを求める。ただし、平水区域を航行区域とする内航船であって、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇、救命いかだ、救命浮器又は救命俯瞰を備え付けているものについては、この限りでない。

○旅客船(現存船を含む。)に関し、旅客定員の0.3%以上の数の救命胴衣着用補助具の備付けを求める。ただし、搭載している救命胴衣が体重140kg・胸囲1,750mmまでの者に対応している場合には、この限りでない。

### ② その他凡例の一部改正並びに省令及び告示の規定にかかる細目を規定する。

## 3. スケジュール

施行日：平成22年1月1日(下記以外)

平成22年7月1日(救命設備の基準関係・幼児用救命胴衣及び着用補助具の備付け関係)

# 「船舶の排水設備の基準を定める告示」の一部改正について

平成21年12月  
安全基準課

## 1. 背景

海難事故の防止及び海上の人命の安全の保持については、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）」が発効しており、我が国も同条約の締約国となっている。

2008年5月、国連の専門機関である国際海事機関(IMO)において、車両区域、Ro-Ro区域及び特殊分類区域の排水設備の詰まり防止措置にかかる要件を追加することを目的としたSOLAS条約附属書第Ⅱ-2章の改正が採択されたところ。

本条約改正等については、2010年1月1日に発効することとなっており、我が国においても、改正内容を担保するため、「船舶の排水設備の基準を定める告示（平成10年運輸省告示第381号）」において所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正の概要

第8条第2項の大量の水を噴射する固定式消火装置が設けられている区域に設ける排水装置の要件に、「詰まりを防止する措置がとられていること」を追加する。

## 3. スケジュール

施行日：平成22年1月1日

# 船舶設備規程等の一部を改正する省令について

平成21年12月  
海事局運航労務課  
安全基準課  
検査測度課

## 1. 背景

海難事故の防止及び海上の人命の安全の保持については、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）」が発効しており、我が国も同条約の締約国となっている。

2006年5月及び2008年5月に、国連の専門機関である国際海事機関(IMO)において、舷梯を含む乗降船設備を規制の対象とすること、1994年10月1日時点現存船に備え付けが認められている固定式鎮火性ガス消火装置の要件を強化すること、レーダー・トランスポンダーの代替として海上搜索救助用自動識別送信装置(AIS-SART)の使用を可能とすること、救命胴衣等の基準を強化すること等を目的としたSOLAS条約附属書第Ⅱ-1章、第Ⅱ-2章、第Ⅲ章及び第Ⅳ章並びに国際救命設備コードの改正が採択され、また、持運び式消火器の船内場所毎の備置数に関するSOLAS条約の国際統一解釈が承認されたところ。

本条約改正等については、2010年1月1日（一部は2010年7月1日）に発効することとなっており、我が国においても、改正内容を担保するため、船舶設備規程等（下記「3. 改正予定法令」をいう。）において所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正の概要

### ① 乗降船設備の備付け（SOLAS条約附属書第Ⅱ-1章関連）

舷梯を含む乗降船設備を所要設備の対象とする。

### ② 固定式鎮火性ガス消火器の要件強化（SOLAS条約附属書第Ⅱ-2章関連）

平成6年10月1日時点の現存船に対して適用されている、固定式鎮火性ガス消火器の制御装置の要件について、最新の要件とする。

### ③ レーダー・トランスポンダーの代替装置としての搜索救助用位置指示送信装置(AIS-SART)の追加（SOLAS条約附属書第Ⅲ章、第Ⅳ章関連）

これまで、GMDSS（全世界的海上遭難安全システム）の構成機器としてレーダー・トランスポンダーの備付けを求めていたが、当該機器の代替として、AIS信号により遭難情報を発信する搜索救助用位置指示送信装置(AIS-SART)の備え付けを可能とする。

また、これに伴い、限定救命艇手の資格の認定に必要な講習の登録要件として必要な設備に、搜索救助用位置指示送信装置を追加する。

④ 救命胴衣等の基準強化（国際救命設備コード関連）

救命浮環、救命胴衣、イマーション・スーツ、耐暴露服について、使用可能温度範囲の設定、水中における他の設備との連結手段の確保等基準の強化を行う。

⑤ 持運び式消火器の備置数の変更（SOLAS条約附属書第Ⅱ－2章の統一解釈関連）

持運び式消火器について、統一解釈に基づき船内場所毎に必要な備置数を規定する。

⑥ その他

その他所要の改正を行う。

### 3. 改正予定法令

- 船舶設備規程（昭和9年逡信省令第6号）（①関係）
- 漁船特殊規程（昭和9年逡信・農林省令）（③関係）
- 救命艇手規則（昭和37年運輸省令第47号）（③関係）
- 船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）（③、⑥関係）
- 船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）（③、④関係）
- 船舶消防設備規則（昭和40年運輸省令第37号）（⑤関係）
- 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和40年運輸省令第39号）（③関係）
- 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和48年運輸省令第49号）（③関係）
- 船舶等型式承認規則（昭和48年運輸省令第50号）（③関係）
- 小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）（③関係）
- 小型漁船安全規則（昭和49年農林省・運輸省令第1号）（③関係）
- 船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成6年運輸省令第45号）（②関係）

### 4. スケジュール

施行日：平成22年1月1日（①～③、⑤、⑥関係）

平成22年7月1日（④関係）

## ○船舶検査心得 2-1 船舶構造規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
2-1 船舶構造規則	2-1 船舶構造規則
第3章 船体の強度を保持するための構造	第3章 船体の強度を保持するための構造
第5節 船底構造	第5節 船底構造
<p>13.3 (a) 「管海官庁が船舶の構造を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次に掲げる場合とする。なお、次に掲げる場合以外の場合であって、告示で定める要件に適合する構造とすることが困難であると認められる船舶については、資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p> <p>(1) 船体中心線から約0.25B以内の両舷の位置に他の水密の桁板を設ける場合</p> <p>(2) 船首尾部の狭いタンク内である場合</p> <p><u>(3) その他、タンク内における自由水の影響を考慮し、十分な復原性が保持されていると認められる場合</u></p>	<p>13.3 (a) 「管海官庁が船舶の構造を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次に掲げる場合とする。なお、次に掲げる場合以外の場合であって、告示で定める要件に適合する構造とすることが困難であると認められる船舶については、資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p> <p>(1) 船体中心線から約0.25B以内の両舷の位置に他の水密の桁板を設ける場合</p> <p>(2) 船首尾部の狭いタンク内である場合</p>
第5章 排水設備	
第1節 排水管、放水口その他の排水設備	
<p><u>(大量の水を噴射する固定式消火装置が設けられている区域に設ける排水管)</u></p>	
<p><u>55.0 (a) 「大量の水を速やかに直接船外に排出するための排水管」の設置にあつては、次に掲げるところによる</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>こと。</u></p> <p>(1) <u>当該区域の両側において、船首尾方向に4つ以上均等に配置すること。</u></p> <p>(2) <u>当該区域の排水容量は、各側において、固定式消火装置の消火ポンプの最大流量と2本の消火ホース（危険示別記第二が適用される場合にあつては、4本の消火ホース）の最大流量との合計の125%以上であること。この場合において、自動作動のディープウェルポンプ装置又は水中ポンプ装置が設けられているときは、当該装置の排水容量を算入して差し支えない。</u></p> <p>(3) <u>排水口(scuppers)及びそれに接続する排水管の合計断面積A(m<sup>2</sup>)は、次の値以上であること。</u></p> $A = \frac{Q}{0.5\sqrt{19.62(h - \sum h_l)}}$ <p><u>Q：固定式消火装置の消火ポンプの最大流量と(2)で要求される消火ホースの最大流量との合計(m<sup>3</sup>/s)</u></p> <p><u>h：排水ウェルの底面又は吸い込み水位から船外排水口又は最高満載喫水線までの、位置水頭差(m)</u></p> <p><u>h<sub>l</sub>：排水管、継手及びバルブに対応する損失水頭の合計(m)</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>(4) <u>(3)のほか、排水口及びそれに接続する排水管は、断面積 0.0078m<sup>2</sup> 又は直径 125mm 以上であること。</u></p> <p>(5) <u>放水口 (freeing port) を設ける場合にあつては、放水口の合計断面積 A (m<sup>2</sup>) は、次の値以上であること。</u></p> $A = \frac{Q}{0.5\sqrt{19.62(h_1 - h_2)}}$ <p><u>Q: 固定式消火装置の消火ポンプの最大流量と(2)で要求される消火ホースの最大流量との合計(m<sup>3</sup>/s)</u></p> <p><u>h<sub>1</sub>-h<sub>2</sub>: Q に 1,800 (30 分) を乗じた値を、該当区画の面積で割った値(m)</u></p> <p>(6) <u>各排水口には、次に掲げる要件に適合する、グレーチング等の排水詰まり防止措置が講じられていること。ただし、排水口の詰まりを防止する固定機械装置が設置されている場合又は重力排水装置以外の排水装置であつて排水の詰まりを防止するフィルターを有している場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(i) 容易に取り外し可能であること。</u></p> <p><u>(ii) 表面積は、排水管の断面積の 6 倍以上であること。</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>(iii) 排水口がふさがれることのないよう、一定の高さを有するものであること。</u></p> <p><u>(iv) 網の目の大きさは、25mmを超えないこと。</u></p> <p><u>(7) 各排水口の上方 1,500mm 以上の位置に、排水口があること及び排水の妨げとなるものを配置してはならないことについての明確な標示を行うこと。この場合において、当該標示の一字の大きさは、縦 50mm 以上であること。</u></p>	
<p><u>心得附則（平成 21 年 12 月 16 日）</u></p> <p><u>（適用期日）</u></p> <p><u>(1) この改正は、平成 22 年 1 月 1 日（以下「適用日」という。）より適用する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>(2) 適用日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、55.0(a) (1) から(5)までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p> <p><u>(3) 現存船については、55.0(a) (6) 及び(7)の規定にかかわらず、当該船舶について適用日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。</u></p>	

○船舶検査心得 2-1-8 船体の排水設備の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
2-1-8 船体の排水設備の基準を定める告示	2-1-8 船体の排水設備の基準を定める告示
<p><u>(大量の水を直接船外に排出するための排水装置を設ける区域)</u></p>	
<p><u>8.2 (a) 第1号の規定の適用については、次に掲げるところによること。</u></p> <p><u>(1) 当該区域の排水容量は、各側において、固定式消火装置の消火ポンプの最大流量と2本の消火ホース（危険示別記第二が適用される場合にあっては、4本の消火ホース）の最大流量との合計の125%以上であること。</u></p> <p><u>(2) 排水管は、管内の流速を2m/s以上とすることができる断面積を有すること。</u></p> <p><u>(3) 排水装置が動力ビルジポンプを用いる排水装置である場合には、次の式を満足すること。</u></p> $\underline{\sum Q_{bpump} \geq 1.25Q}$ $\underline{A_M \geq 0.625Q}$ $\underline{\sum A_B \geq 0.625Q}$ <p><u><math>Q_{bpump}</math>: 非常用ビルジポンプを除く動力ビルジポンプの合計容量(m<sup>3</sup>/s)</u></p> <p><u><math>A_M</math>: ビルジ主管の断面積(m<sup>2</sup>)</u></p> <p><u><math>\sum A_B</math>: 各側におけるビルジ支管の合計断面積(m<sup>2</sup>)</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>(4) 排水装置がタンクに通じる重力排水装置（動力ポンプを用いない排水装置をいう。8.2(c)において同じ。）である場合には、船舶構造規則心得55.0(a)(3)及び(4)の規定を満足すること。</u></p> <p><u>(5) 排水装置にタンクが含まれている場合には、当該タンクの容量は、20分間排水装置を動作させた場合の排水容量以上であること。</u></p> <p><u>(b) 第3号の規定の適用については、次に掲げるところによること。</u></p> <p><u>(1) ビルジだめは、当該区域の両側において、船首尾方向に4つ以上均等に配置すること。</u></p> <p><u>(2) ビルジだめの容量は、0.15m<sup>3</sup>以上であること。</u></p> <p><u>(c) 第4号の規定の適用については、次に掲げるところによること。</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる要件に適合するグレーチング等が取り付けられていること。ただし、各ビルジだめに排水口（動力ビルジポンプによる排水装置の場合にあつてはビルジ支管の吸引口。以下同じ。）の詰まりを防止する固定機械装置が設置されている場合又は重力排水装置以外の排水装置であつて排水の詰まりを防止するフィルターを有しているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(i) 容易に取り外し可能であること。</u></p> <p><u>(ii) 表面積は、排水管の断面積の6倍以上である</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>こと。</u></p> <p>(iii) <u>排水口がふさがれることのないよう、一定の高さを有するものであること。</u></p> <p>(iv) <u>網の目の大きさは、25mmを超えないこと。</u></p> <p>(2) <u>各排水口の上方 1,500mm 以上の位置に、排水口があること及び排水の妨げとなるものを配置してはならないことについての明確な標示を行うこと。この場合において、当該標示の一字の大きさは、縦 50mm 以上であること。</u></p>	
<p>19.5 (a) <u>「管海官庁がビルジを吸引するポンプの能力等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、危急ビルジを吸引するポンプが次に掲げる要件を満足する場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>自己呼び水形のものであること。</u></p> <p>(2) <u>吸引能力が機関規則第 78 条の規定により算出した独立動力ポンプ（ビルジポンプ）の能力以上であること。</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>心得附則（平成 21 年 12 月 16 日）</u></p> <p><u>（適用期日）</u></p> <p><u>(1) この改正は、平成 22 年 1 月 1 日（以下「適用日」という。）より適用する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>(2) 適用日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、8.2(a)及び(b)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p> <p><u>(3) 現存船については、8.2(c)の規定にかかわらず、当該船舶について適用日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。</u></p>	

## ○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
3-1 船舶設備規程	3-1 船舶設備規程
第2編 居住、衛生及脱出設備 第3章 旅客ニ関スル設備	第2編 居住、衛生及脱出設備 第3章 旅客ニ関スル設備
(乗降船設備)	
<u>105.0 (a) 「<u>適当ノ乗降船設備</u>」とは、国際航海に従事する旅客船にあつては附属書[11]に適合する乗降船設備とし、国際航海に従事しない旅客船にあつては附属書[11]又は日本工業規格 (F2605、F2612、F2613、F2621、F2623 等) に適合する乗降船設備とする。</u>	
<u>(b) 「必要ナシト認ムルトキ」とは、次のいずれかの場合とする。</u>	
<u>(1) 乾舷が小さく、かつ、ボーディングランプ等を有している船舶であつて、当該ボーディングランプ等により安全に乗降を行うことができる場合</u>	
<u>(2) 出入港が特定している船舶で、当該港に適当な乗降船設備を常備している場合</u>	
第4章 衛生設備 第5節 操舵室、機関区域等	第5章 衛生設備 第5節 操舵室、機関区域等
(乗降船設備)	(舷梯)

改 正 案	現 行
<p>115-27.0 (a) <u>105.0 は本条について準用する。この場合において、「国際航海に従事する旅客船」とあるのは「旅客船以外の船舶であって、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上のもの」と、「国際航海に従事しない旅客船」とあるのは「旅客船以外の船舶であって、国際航海に従事する総トン数 300 トン以上 500 トン未満もの及び国際航海に従事しない総トン数 300 トン以上のもの」とする。</u></p>	<p>115-27.0 (a) <u>乾舷の小さい船舶にあつては、踏板として差し支えない。また、出入港が特定している船舶で、当該港に適切な舷梯を常備している場合は、当該船舶に舷梯を備えなくても差し支えない。</u></p>
<p>第 3 編 操舵、係船及び揚錨<small>びよう</small>の設備並びに航海用具</p>	<p>第 3 編 操舵、係船及び揚錨<small>びよう</small>の設備並びに航海用具</p>
<p>第 1 章 係船及び揚錨<small>びよう</small>の設備</p>	<p>第 1 章 係船及び揚錨<small>びよう</small>の設備</p>
<p>(A) <u>国際航海に従事する旅客船及び旅客船以外の船舶であって国際航海に従事する総トン数 500 トン以上のもの（施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の船舶及び推進機関を有しない船舶を除く。）にあつては、非常時のえい航に際して本章の設備等を適切に使用するため、MSC.1/Circ.1255 を参照した非常用えい航手順書を作成し、船内に備え置くこと。</u></p>	
<p>第 3 章 航海用具</p>	<p>第 3 章 航海用具</p>
<p>(船舶長距離識別追跡装置)</p>	<p>(船舶長距離識別追跡装置)</p>

改 正 案	現 行
<p>146-29-2.0 (a) 「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次に掲げる船舶である場合とする。</p> <p>(1) 海上保安庁の船舶</p> <p>(2) 水産庁又は地方自治体の船舶であって、漁業の取締りの業務に従事するもの <u>(水産庁又は地方自治体の委託を受けて、専ら漁業の取締りの業務に従事するものを含む。)</u></p> <p><u>(3) A1 水域のみを航行する船舶</u></p>	<p>146-29-2.0 (a) 「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次に掲げる船舶である場合とする。</p> <p>(1) 海上保安庁の船舶</p> <p>(2) 水産庁又は地方自治体の船舶であって、漁業の取締りの業務に従事するもの</p>
<p>第 6 編 電気設備</p> <p>第 5 章 電気利用設備</p> <p>第 1 節 照明設備</p>	<p>第 6 編 電気設備</p> <p>第 5 章 電気利用設備</p> <p>第 1 節 照明設備</p>
<p>(無線設備を操作する場所の照明装置)</p>	<p>(無線設備を操作する場所の照明装置)</p>
<p>268-3.1 (a) 第 1 項の「管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる無線設備の場合</p> <p>(i)・(ii) (略)</p> <p><u>(iii) 救命設備規則第 40 条の 2 に規定する搜索救助用位置指示送信装置</u></p>	<p>268-3.1 (a) 第 1 項の「管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる無線設備の場合</p> <p>(i)・(ii) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>心得附則（平成 21 年 月 日）</u>  <u>（適用期日）</u></p> <p>(1) <u>この改正は、平成 22 年 1 月 1 日（以下「適用日」という。）より適用する。</u>  <u>（経過措置）</u></p> <p>(2) <u>適用日前に建造され、又は建造に着手された船舶（旅客船を除く。）については、平成 24 年 1 月 1 日までは、改正後の第 3 編第 1 章(A)にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p>	

## 附属書[11] 乗降船設備の構造及び設置に関する指針

本附属書は、MSC.1/Circ.1331 に基づいている。ただし、本附属書 2.3、3.3、3.4.1 及び 3.6.3 については、それぞれ同 Circ 2.3 項、3.3 項、3.4.1 項及び 3.6.3 項と差を設けている。また、同 Circ 4 項及び 5 項は反映していない。

### 1 適用

この附属書は、設備規程第 105 条（第 115 条の 27 において準用する場合を含む。）に基づき、国際航海に従事する旅客船及び旅客船以外の船舶であって国際航海に従事する総トン数 500 トン以上のものにかかる乗降船設備の構造、設置及び保守に関する要領を定めている。この附属書に適合しない乗降船設備であって同等以上の効力を有すると認められるものについては、資料を添えて海事局検査測度課長に伺い出ること。

### 2 構造

2.1 船側はしご及びショアギヤングウェイは、ISO 5488:1979（船側はしご）、ISO 7061:1993（アルミニウム製ショアギヤングウェイ）等の国際規格又はこれと同等の基準に適合すること。

2.2 船側はしご及びショアギヤングウェイ並びにその固定具及び付属具の構造は、あらゆる部品の定期点検、保守、及び必要時におけるピボットピンの潤滑を可能とするものであること。溶接作業が適切に実施されるように特別な注意が払われること。

2.3 船側はしご用ウインチの製造及び試験は、ISO 7364:1983（船側はしご用ウインチ）等の国際規格に適合していること又はこれと同等の安全性を有すること。

### 3 設置

#### 3.1 位置

乗降船設備は、現実的な範囲において、作業エリアのない場所に設置し、及び貨物その他の懸架荷重が頭上を通過する可能性のある場所に設置しないこと。

## 3.2 照明

乗降船設備、乗降船する場所及び乗降船設備の操作装置を照らすために、適切な照明を設けること。

## 3.3 救命浮環

自己点火灯が近くに積み付けられている救命浮環及び救命索が取り付けられた救命浮環は、乗降船設備の使用中に迅速に使用することが可能であること。

## 3.4 配置

3.4.1 船側はしごは、最も低い乗降段が最大の設計航行傾斜角において、及び最小航海状態又は航海中に起こり得る最も浅い喫水において、水線上 600mm 以内となる長さであること。

3.4.2 船側はしごの先端部では、はしごとデッキとの間を直接アクセスできるように、手すりやつかまるところ等により安全に保護された踏み台等を設けること。

3.4.3 乗降甲板の高さが 3.4.1 に規定する水線から 20m を超える船舶その他 3.4.1 項の規定を満足することが困難と認められる船舶については、安全なアクセスを提供する代替手段又は船側はしごの最も低い乗降段に安全にアクセスする補助手段を用いてもよい。

## 3.5 標示

3.5.1 船側はしご又はショアギャングウェイの両端には、許容最大傾斜角・最小傾斜角、設計荷重、底部における最大荷重等安全な運用及び搭載に必要な制限事項を記したプレートを、明確に標示すること。最大運用荷重が設計荷重より小さい場合には、その旨を標示プレートに記載すること。

## 3.6 確認

3.6.1 設置後、ウインチ及び船側はしごの動作確認を行い、適切に動作すること及び動作後のウインチと船側はしごの状態を確認すること。

3.6.2 ウインチは、ISO 7364:1983（船側はしご用ウインチ）等の国際規格又はこれと同等の基準に従って船側はしごを最低 2 回上下させ、船側はしごの一部として確認を行うこと。

3.6.3 新しい船側はしごは、設置時にそれぞれ最大作業荷重による静荷重確認を行うこと。

### 3.7 位置

3.7.1 ショアギャングウェイは、水平面からの傾斜角が 30 度を超える角度で使用しないこと。船側はしごは、水平面からの傾斜角が 55 度を超える角度で使用しないこと。ただし、これより大きい角度で使用するよう設計及び製造がなされ、かつ、3.5.1 に基づきその旨を標示している場合は、この限りでない。

3.7.2 ショアギャングウェイは、そのように設計されている場合を除き、船舶の手すりに固定しないこと。ブルワーク又はさく欄の開いている場所に設置する場合には、隙間には十分なフェンスを設けること。

3.7.3 暗い時間帯においては、乗降船設備及びその直前の通路に対する船舶又は陸上からの十分な照明を確保すること。

### 3.8 索具（安全ネット）

船舶と波止場との間又は乗降船設備から転落する危険性がある場所にあつては、船側はしご又はショアギャングウェイの近くに安全ネットを張ること。

### 3.9 検証

設置時には、設備全体が本要領に準拠していることを検証すること。

## ○船舶検査心得 3-2 船舶救命設備規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
3-2 船舶救命設備規則	3-2 船舶救命設備規則
第2章 救命設備の要件	第2章 救命設備の要件
第1節の2 救命器具	第1節の2 救命器具
第5款 その他の救命器具	第5款 その他の救命器具
(救命胴衣)	(救命胴衣)
<p>29.0 (a) 救命胴衣の材料は、海水、油等により影響を受けないものであること。</p> <p>(b) <u>「小児用の救命胴衣」とは、幼児（1歳以上4歳未満の者をいう。以下同じ。）にかかる救命胴衣（以下「幼児用救命胴衣」という。）及び子供（4歳以上12歳未満の者をいう。以下同じ。）にかかる救命胴衣（以下「子供用救命胴衣」という。）をいう。</u></p>	<p>29.0 (a) 救命胴衣の材料は、海水、油等により影響を受けないものであること。</p>
<p>29.1 (a) <u>第1号の規定の適用については、次に掲げるところによること。</u></p> <p>(1) <u>「水面上十二センチメートル」の確認は、12個以上の救命胴衣の平均値において、MSC決議81(70)（改正された場合には、当該改正後の決議）に適合する標準参考胴衣（以下「RTD」という。）であって大人用のものを着用した場合に得られる平均高さ以上の高さであることの確認により行うこと。</u></p> <p>(2) <u>「管海官庁が適当と認める高さ」とは、12個以</u></p>	<p>29.1 (a) <u>第1号の「管海官庁が適当と認める高さ」とは、6個以上の小児用救命胴衣の平均値において90mm以上とし、かつ、身長1270mm未満かつ体重23kg未満の小児が着用することを想定して製造されたものにあつては最低でも50mm、身長1270mm以上かつ体重23kg以上の小児が着用することを想定して製造されたものにあつては最低でも75mmとする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>上の小児用の救命胴衣の平均値において、RTD を着用した場合（子供用救命胴衣及び幼児用救命胴衣の別に、それぞれ子供用 RTD 及び幼児用 RTD を着用すること。）に得られる平均高さ以上の高さとする。</u></p> <p>(b) <u>第 4 号</u>の規定の適用については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 体重 140kg まで又は胸囲 1,750mm までの者が着用できない場合には、着用できるように適切な補助具を備えること。</u></p> <p><u>(4) 紐を結ぶことを要しない、迅速で明確な締め具を備えるものであること。</u></p> <p><u>(5) 第 32 条の 2 の救命胴衣灯に連絡することができること。</u></p> <p>(c) <u>第 5 号</u>の規定の適用については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) 胴体の後方への傾斜は、<u>12 個以上の救命胴衣の平均値において、RTD を着用した場合（救命胴衣（小児用の救命胴衣を除く。）、子供用救命胴衣及び幼児用救命胴衣の別に、それぞれ大人用 RTD、子供用 RTD 及び幼児用 RTD を着用すること。(2)及び(3)において同じ。）の傾斜角から 5° を引いた角度以上とする。</u></p> <p>(2) 水平面に対する顔面の角度は、<u>12 個以上の救命</u></p>	<p>(b) <u>第 3 号</u>の規定の適用については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(c) <u>第 4 号</u>の規定の適用については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) 胴体の後方への傾斜は、<u>6 個以上の救命胴衣の平均値において 30° 以上、かつ、最低でも 20° 以上（小児用の救命胴衣にあつては、6 個以上の平均値において 40° 以上、かつ、最低でも 20° 以上）とする。</u></p> <p>(2) 水平面に対する顔面の角度は、<u>6 個以上の救命胴</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>胴衣の平均値において、RTD を着用した場合の角度から 5° を引いた角度以上とする。</u></p> <p>(3) 水中において意識不明者をいかなる姿勢からも口が水面から出るような姿勢に変えることができる時間は、<u>12 個以上の救命胴衣の平均値において、RTD を着用した場合に要する平均時間よりも短い時間</u>であること。</p> <p><u>(4) 体を曲げた姿勢で浮遊している状態及びそこから着用者の姿勢が不安定になった状態からでも、顔面が上を向く安定姿勢に戻すことができること。</u></p> <p>(d) <u>第 10 号</u>の規定の適用については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>衣の平均値において <u>40° 以上、かつ、最低でも 30° 以上(小児用の救命胴衣にあつては、6 個以上の平均値において 35° 以上、かつ、最低でも 20° 以上)</u>とする。</p> <p>(3) 水中において、<u>意識不明者をいかなる姿勢からも、口が水面から出るような姿勢に 5 秒以内に変えることができるもの</u>であること。</p> <p>(d) <u>第 8 号</u>の規定の適用については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(イマーション・スーツ)</p>	<p>(イマーション・スーツ)</p>
<p>29-2.0 (a)～(c) (略)</p> <p>(d) 第 2 号の「容易に着用できるもの」とは、2 分以内に何の援助もなく着用できるものをいう。この場合において、救命胴衣を着用して使用するものにあつては救命胴衣の着用時間を、固有の断熱性の材料で作られたものにあつては関連衣服の着用時間を、<u>また、口によって膨張させる気室がある場合は当該気室を膨らませる時間をそれぞれ含むものとする。</u></p>	<p>29-2.0 (a)～(c) (略)</p> <p>(d) 第 2 号の「容易に着用できるもの」とは、2 分以内に何の援助もなく着用できるものをいう。この場合において、救命胴衣を着用して使用するものにあつては救命胴衣の着用時間を、<u>また、固有の断熱性の材料で作られたものにあつては関連衣服の着用時間も含むものとする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(e) <u>第3号の規定の適用については、次に掲げるところによること。</u></p> <p><u>(1) 浮遊状態で1時間に200gを超えて浸水することのないよう全身が覆われるものとする。</u></p> <p><u>(2) 手袋によって手の部分を覆う場合は、当該手袋は、取り外しできないように紐でイマーション・スーツとつなぐ等、常にイマーション・スーツと連絡しているものであること。</u></p> <p>(f)・(g) (略)</p> <p>(h) <u>第8号の規定の適用については、次に掲げるところによること</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(i) <u>第9号の規定による第29条第1項第9号の要件は、救命胴衣を着用して使用するイマーション・スーツには、適用しない。</u></p>	<p>(e) 第3号の規定の適用については、浮遊状態で1時間に200gを超えて浸水することのないよう全身が覆われるものとする。</p> <p>(f)・(g) (略)</p> <p>(h) <u>第7号</u>の規定の適用については、次に掲げるところによること</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(i) <u>第8号</u>の規定による第29条第1項第7号の要件は、救命胴衣を着用して使用するイマーション・スーツには、適用しない。</p>
(耐暴露服)	(耐暴露服)
<p>29-3.0(a) (略)</p> <p>(b) <u>第2号の規定の適用については、次に掲げるところによること。</u></p> <p><u>(1) 浮遊状態で1時間に200gを超えて浸水することのないよう全身が覆われていること。</u></p> <p><u>(2) フード及び手袋によって頭部及び手の部分を覆う場合は、当該フード及び手袋は、取り外しできないように紐で耐暴露服とつなぐ等、常に耐暴露服と</u></p>	<p>29-3.0(a) (略)</p> <p>(b) <u>29-2.0(e)は、第2号の規定の適用について準用する。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>連絡しているものであること。</u></p> <p>(c) (略)</p> <p>(d) <u>第5号</u>の規定の適用については、次に掲げるものを除き、本号において準用する各規定に基づく船舶検査心得に定めるところによる。</p> <p>(1) 本号により引用される第29条第1項<u>第7号</u>の規定の適用については、25m以上泳ぐことを妨げないものであること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(c) (略)</p> <p>(d) <u>第6号</u>の規定の適用については、次に掲げるものを除き、本号において準用する各規定に基づく船舶検査心得に定めるところによる。</p> <p>(1) 本号により引用される第29条第1項<u>第6号</u>の規定の適用については、25m以上泳ぐことを妨げないものであること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>第2節 信号装置</p>	<p>第2節 信号装置</p>
<p><u>(搜索救助用位置指示送信装置)</u></p>	
<p>40-2.0 (a) <u>39.0(a)は搜索救助用位置指示送信装置について準用する。</u></p> <p>(b) <u>第1号の「有効かつ確実に発信できるもの」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。</u></p> <p>(1) <u>空中線高さを海面から1m以上にできること。</u></p> <p>(2) <u>起動後、1分以内の間隔で情報を送信できること。</u></p> <p>(3) <u>内部に位置情報源を備え、現在の位置をAISメッセージにより送信できること。</u></p> <p>(4) <u>少なくとも5海里以内の船舶に対し送信できること。</u></p> <p>(5) <u>現在の位置及び測位システムとの時間同期が失われた場合にも送信を続けることができること。</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>(6) <u>-20℃から 55℃までの周囲温度において作動できること。</u></p> <p>(c) <u>8.0(a)は、第4号により引用する第8条第4号の規定の適用について準用する。</u></p> <p>(d) <u>第4号により引用する第40条第5号の「水密」の規定については、39.0(c)を準用する。</u></p>	
<p>第3章 救命設備の備付数量</p> <p>第1節 救命器具</p>	<p>第3章 救命設備の備付数量</p> <p>第1節 救命器具</p>
<p>第1款 第1種船</p> <p>(救命胴衣)</p>	<p>第1款 第1種船</p> <p>(救命胴衣)</p>
<p>54.1 (a) <u>旅客定員の0.3%以上の数の救命胴衣は、体重140kgまで又は胸囲1,750mmまでの者が着用できるもの又は着用できるように適切な補助具を備えているものであること。</u></p>	
<p>54.2 (a) 「管海官庁の十分と認める数」とは、<u>次の各号に掲げる救命胴衣について、それぞれ当該各号に掲げる数とする。</u></p> <p>(1) <u>幼児用救命胴衣 幼児と同数又は旅客定員の2.5%に相当する数のいずれか大きい数（幼児の数が予想できないときは、旅客定員の2.5%に相当する数）</u></p> <p>(2) <u>子供用救命胴衣 子供と同数又は旅客定員の10%に相当する数のいずれか大きい数（子供の数が</u></p>	<p>54.2 (a) 「管海官庁の十分と認める数」とは、<u>小児と同数又は小児の数が予想できないときは、旅客定員の10%に相当する数とする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>予想できないときは、旅客定員の 10%に相当する数)</u></p>	
<p>第 2 款 第 2 種船 (救命胴衣)</p>	<p>第 2 款 第 2 種船</p>
<p>60.1 (a) <u>54.1(a)は、本項の規定の適用について準用する。ただし、本項ただし書の規定を適用する船舶にあっては、この限りでない。</u></p>	
<p>第 4 章 救命設備の積付方法 (救命浮環)</p>	<p>(救命浮環)</p>
<p>92.3 (a) 第 1 種船及び第 3 種船の航海船橋に備え付ける救命浮環は、自己点火灯及び自己発煙信号とともに急速離脱装置により迅速に取り扱うことができるように積み付けられていること。<u>この場合において、急速離脱装置は、4kg 未満の救命浮環に対しても作動できるものであること。</u></p>	<p>92.3 (a) 第 1 種船及び第 3 種船の航海船橋に備え付ける救命浮環は、自己点火灯及び自己発煙信号とともに急速離脱装置により迅速に取り扱うことができるように積み付けられていること。</p>
<p>(レーダー・トランスポンダー及び<u>搜索救助用位置指示送信装置</u>)</p>	<p>(レーダー・トランスポンダー)</p>
<p>96.0 (a) 「<u>適当な場所に積み付けなければならない</u>」とは、少なくとも一個のレーダー・トランスポンダー又は<u>搜索救助用位置指示送信装置</u>を航海船橋のウイングその他の操船場所から迅速に近づける場所に積み付けなければならないことをいう。</p>	<p>96.0 (a) 「<u>適当な場所に積み付けなければならない</u>」とは、少なくとも一個のレーダー・トランスポンダーを航海船橋のウイングその他の操船場所から迅速に近づける場所に積み付けなければならないことをいう。</p>
<p>第 5 章 救命設備の表示</p>	<p>第 5 章 救命設備の表示</p>

改 正 案	現 行												
(救命設備の表示)	(救命設備の表示)												
97.2 (a)～(c) (略) (d) <u>救命胴衣の「身長又は体重の範囲」の表示は、表 97.2&lt;1&gt;によること。</u>	97.2 (a)～(c) (略)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;"><u>幼児用</u> <u>救命胴衣</u></th> <th style="text-align: center;"><u>子供用</u> <u>救命胴衣</u></th> <th style="text-align: center;"><u>その他の</u> <u>救命胴衣</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>身長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100cm 未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100cm 以上</u> <u>155cm 未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>155cm 以上</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>体重</u></td> <td style="text-align: center;"><u>15kg 未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>15kg 以上</u> <u>43kg 未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>43kg 以上</u></td> </tr> </tbody> </table>		<u>幼児用</u> <u>救命胴衣</u>	<u>子供用</u> <u>救命胴衣</u>	<u>その他の</u> <u>救命胴衣</u>	<u>身長</u>	<u>100cm 未満</u>	<u>100cm 以上</u> <u>155cm 未満</u>	<u>155cm 以上</u>	<u>体重</u>	<u>15kg 未満</u>	<u>15kg 以上</u> <u>43kg 未満</u>	<u>43kg 以上</u>	
	<u>幼児用</u> <u>救命胴衣</u>	<u>子供用</u> <u>救命胴衣</u>	<u>その他の</u> <u>救命胴衣</u>										
<u>身長</u>	<u>100cm 未満</u>	<u>100cm 以上</u> <u>155cm 未満</u>	<u>155cm 以上</u>										
<u>体重</u>	<u>15kg 未満</u>	<u>15kg 以上</u> <u>43kg 未満</u>	<u>43kg 以上</u>										
表 97.2<1>													

改 正 案	現 行
<p>97.10 (a) 「<u>当該設備</u>を備え付けている旨を表示」については、当該船舶の船員が容易に当該救命いかだ容器にレーダー・トランスポンダー<u>又は搜索救助用位置指示送信装置</u>が備付けられている旨を識別できる表示であること。当該船舶の船員構成に応じ、次に掲げる表示が考えられる。</p> <p>(1) <u>レーダー・トランスポンダー</u></p> <p>(i) 附属書[3-2]に掲げるシンボルのうちレーダー・トランスポンダーのシンボル</p> <p>(ii) Radar Transponder</p> <p>(iii) レーダー・トランスポンダー</p> <p>(2) <u>搜索救助用位置指示送信装置</u></p> <p>(i) <u>AIS-SART</u></p> <p>(ii) <u>AIS Search and rescue transmitter</u></p> <p>(iii) <u>搜索救助用位置指示送信装置</u></p>	<p>97.10 (a) 「<u>当該艙装品</u>を備え付けている旨を表示」については、当該船舶の船員が容易に当該救命いかだ容器にレーダー・トランスポンダーが備付けられている旨を識別できる表示であること。当該船舶の船員構成に応じ、次に掲げる表示が考えられる。</p> <p>(1) 附属書[3-2]に掲げるシンボルのうちレーダー・トランスポンダーのシンボル</p> <p>(2) Radar Transponder</p> <p>(3) レーダー・トランスポンダー</p>
<p>附属書[4] 円筒形コンテナに格納された膨脹式救命いかだの積付設備の構造基準</p>	<p>附属書[4] 円筒形コンテナに格納された膨脹式救命いかだの積付設備の構造基準</p>
<p>2 機構及び各部の構造</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 補助レール</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) レールの長さ</p> <p>いかだの補助レールの長さは<u>原則として 1m</u> 以下とすること。ただし、1m で舷外に到達しない場</p>	<p>2 機構及び各部の構造</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 補助レール</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) レールの長さ</p> <p>いかだの補助レールの長さは 1m 以下とすること。ただし、1m で舷外に到達しない場合は、<u>船</u></p>

改 正 案	現 行
<p>合は、<u>コンテナが適正に落下することを確認した上で、補助レールの延長、船体側への別途補助レールの設置等必要な措置を講じて差し支えない。</u></p> <p>(3)～(10) (略)</p>	<p><u>体側に別途補助レールを設置する等本船側の設備に配慮すること。</u></p> <p>(3)～(10) (略)</p>
<p><u>心得附則 (平成 21 年 12 月 16 日)</u></p> <p><u>(適用期日)</u></p> <p>(1) <u>この改正は、平成 22 年 1 月 1 日より適用する。ただし、29. 0、29. 1、29-2. 0、29-3. 0、54. 1(a)、54. 2(a)、60. 1(a)、92. 3(a)及び 97. 2(d)の改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日より適用する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>(2) <u>平成 22 年 7 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された第二種船については、平成 22 年 7 月 1 日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、改正後の 60. 1(a)の規定及び 60. 3(a)において準用する改正後の 54. 2(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p> <p>(3) <u>改正後の 54. 2(a) (60. 3(a)において準用する場合を含む。) の適用については、平成 22 年 7 月 1 日において現に備え付けられている、改正前の規定による小児用の救命胴衣は、子供用救命胴衣とみなす。</u></p>	

○船舶検査心得 3-3 船舶消防設備規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
3-3 船舶消防設備規則	3-3 船舶消防設備規則
第 2 章 消防設備の備付数及び備付方法	第 2 章 消防設備の備付数及び備付方法
第 1 節 第 1 種船及び第 2 種船	第 1 節 第 1 種船及び第 2 種船
(その他の機関区域の消防設備)	(その他の機関区域の消防設備)
<p>47-2.1 (a) <u>油火災及び電気火災の両方を生じるおそれのある場所</u>にあつては、<u>両方の火災に対応する持運び式の消火器 (鎮火性ガス消火器又は粉末消火器) を備え付けること。</u></p> <p><u>(b) 油火災及び電気火災を生じるおそれのない作業室</u>にあつては、<u>持運び式の液体消火器を認めて差し支えない。</u></p> <p><u>(c) 「油圧機械のある場所」に備え付ける持運び式の消火器</u>については、油圧ポンプ、油圧シリンダ若しくは油圧モータであつて出力 3KW 以上のもの又は作動油タンク (以下「油圧ポンプ等」という。)のある場所 (暴露部を除く。)の区画室ごとに 1 個以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する油圧回路内の油圧ポンプ等については、本号の持運び式の消火器を備え付けることを要しない。</p> <p>(1) 作動油の総量が 100l 以下の油圧回路</p> <p>(2) 作動油の引火点が 200℃以上の油圧回路</p>	<p>47-2.1 (a)</p> <p>「油圧機械のある場所」に備え付ける持運び式の消火器については、油圧ポンプ、油圧シリンダ若しくは油圧モータであつて出力 3KW 以上のもの又は作動油タンク (以下「油圧ポンプ等」という。)のある場所 (暴露部を除く。)の区画室ごとに 1 個以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する油圧回路内の油圧ポンプ等については、本号の持運び式の消火器を備え付けることを要しない。</p> <p>(1) 作動油の総量が 100l 以下の油圧回路</p> <p>(2) 作動油の引火点が 200℃以上の油圧回路</p>

改 正 案	現 行
<p><u>(d) 定期的に無人となる場所であって出入口が複数ある場所には、各出入口に1個備え付けること。</u></p>	
<p>(居住区域等における消防設備)</p>	<p>(居住区域等における消防設備)</p>
<p>48.1 (a) 「雑居室」とは、1室に8人以上が居住する部室のことをいう。</p> <p><u>(b) 「公室」には、売店が含まれる。</u></p> <p><u>(c) 「フライヤーを有する調理室」に備え付ける持運び式消火器のうち1つは、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器であること。</u></p> <p><u>(d) 「貯蔵品室」及び「ロッカー室」にあつては、床面積が4㎡以上の場合に限る。</u></p> <p><u>(e) 48-2.0(b)(1)に掲げる場所については、出入口の外側の近くに本号の持運び式の消火器が備え付けられており、当該消火器を迅速に使用することができる場合には、当該消火器をもって本要件に適合していることとして差し支えない（例えば、面積の小さい金庫室と面積の小さい手荷物室が隣接している場合、それぞれの出入口の外側から近い位置にある粉末消火器1つを、金庫室と手荷物室とで共有することができる。）。</u></p> <p><u>(f) 操だ室と海図室が隣接しており、かつ、操だ室から海図室に直接通じることができる場合又は中央制御場所が操だ室の一部である場合には、当該海図室又は中央制御場所には、持運び式の消火器を備え付けることを要しない。</u></p>	<p>48.1 (a) 「雑居室」とは、1室に8人以上が居住する部室のことをいう。</p>

改 正 案	現 行
(持運び式消火器の備付方法)	(持運び式消火器の備付方法)
<p>48-2.0 (a) (略)</p> <p>(b) <u>次に掲げる場所については、当該場所の外側の出入口の近くに持運び式消火器を備え付けてもよい。</u></p> <p>(1) <u>業務区域内の場所（調理室を除く。）であつて、面積が小さく船内作業に支障をきたすおそれがある場所</u></p> <p>(2) <u>機関区域内の定期的に無人となる場所であつて、面積が小さく船内作業に支障をきたすおそれがある場所</u></p> <p>(3) <u>(2)に掲げるもののほか、無人のときには常に出入口が施錠されている場所</u></p>	<p>48-2.0 (a) (略)</p>
第 2 節 第 3 種船及び第 4 種船	第 2 節 第 3 種船及び第 4 種船
(居住区域等における消防設備)	
62.1 (a) <u>48.1 は、本項について準用する。</u>	
<p><u>心得附則（平成 21 年 12 月 16 日）</u></p> <p><u>（適用期日）</u></p> <p>(1) <u>この改正は、平成 22 年 1 月 1 日（(2)において「適用日」という。）より適用する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>(2) <u>適用日前に建造され、又は建造に着手された船舶に備え付ける持運び式消火器については、改正後の心得の規定にかかわらず、なお従前の例によることができ</u></p>	

改 正 案	現 行
<u>る。</u>	

○船舶検査心得 9-1 小型船舶安全規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考														
9-1 小型船舶安全規則	9-1 小型船舶安全規則															
第1章 総則	第1章 総則															
(同等効力)	(同等効力)															
<p>3.0 (a) 「検査機関がこの省令の規定に適合するものと同 等以上の効力を有すると認めるもの」に該当する物件 は、次のものとする。</p> <p>(1) 表 3.0&lt;1&gt;左欄に掲げる物件に相応する右欄に掲 げる物件</p> <table border="1" data-bbox="405 730 1048 1193"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="405 730 1048 782">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 782 707 932">小型船舶用レーダ ー・トランスポンダ ー</td> <td data-bbox="707 782 1048 932">レーダー・トランスポン ダー (救命設備規則第40条)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 932 707 1129"><u>小型船舶用搜索救助 用位置指示送信装置</u></td> <td data-bbox="707 932 1048 1129"><u>搜索救助用位置指示送信 装置</u> (救命設備規則第40条の 2)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="405 1129 1048 1193">(略)</td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p> <p><u>(小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置)</u></p>	(略)		小型船舶用レーダ ー・トランスポンダ ー	レーダー・トランスポン ダー (救命設備規則第40条)	<u>小型船舶用搜索救助 用位置指示送信装置</u>	<u>搜索救助用位置指示送信 装置</u> (救命設備規則第40条の 2)	(略)		<p>3.0 (a) 「検査機関がこの省令の規定に適合するものと同 等以上の効力を有すると認めるもの」に該当する物件 は、次のものとする。</p> <p>(1) 表 3.0&lt;1&gt;左欄に掲げる物件に相応する右欄に掲 げる物件</p> <table border="1" data-bbox="1261 730 1888 1181"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1261 730 1888 782">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 782 1563 932">小型船舶用レーダ ー・トランスポンダ ー</td> <td data-bbox="1563 782 1888 932">レーダー・トランスポン ダー (救命設備規則第40条)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1261 932 1888 1181">(略)</td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p>	(略)		小型船舶用レーダ ー・トランスポンダ ー	レーダー・トランスポン ダー (救命設備規則第40条)	(略)		
(略)																
小型船舶用レーダ ー・トランスポンダ ー	レーダー・トランスポン ダー (救命設備規則第40条)															
<u>小型船舶用搜索救助 用位置指示送信装置</u>	<u>搜索救助用位置指示送信 装置</u> (救命設備規則第40条の 2)															
(略)																
(略)																
小型船舶用レーダ ー・トランスポンダ ー	レーダー・トランスポン ダー (救命設備規則第40条)															
(略)																
<p><u>57-5.0 (a) 57-3.0(a)は、本項について準用する。</u></p> <p><u>(b) 第1号の「有効かつ確実に発信できるもの」とは、</u></p>																

改 正 案	現 行	備 考
<p><u>次に掲げる要件に適合するものをいう。</u></p> <p><u>(1) 空中線高さを海面から 1m 以上にできること。</u></p> <p><u>(2) 起動後、1 分以内の間隔で情報を送信できること。</u></p> <p><u>(3) 内部に位置情報源を備え、現在の位置を AIS メッセージにより送信できること。</u></p> <p><u>(4) 少なくとも 5 海里以内の船舶に対し送信できること。</u></p> <p><u>(5) 現在の位置及び測位システムとの時間同期が失われた場合にも送信を続けることができること。</u></p> <p><u>(6) -20℃から 55℃までの周囲温度において作動できること。</u></p> <p><u>(c) 第 4 号により引用される第 57 条の 3 第 2 号及び第 10 号の適用については、それぞれ 57-3.0(a) 及び 46.1(a) を準用する。</u></p>		
<p>(小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置等)</p>	<p>(小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用レーダー・トランスポンダー)</p>	
<p>63.0(a) 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダー、<u>小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置及びレーダー反射器は、操舵場所等通常乗組員がいる場所に、迅速に使用できるよう積み付けること。</u></p>	<p>63.0(a) 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダー及びレーダー反射器は、操舵場所等通常乗組員がいる場所に、迅速に使用できるよう積み付けること。</p>	
<p><u>心得附則（平成 22 年 12 月 16 日）</u></p>		

改 正 案	現 行	備 考
<u>(適用期日)</u> <u>(1) この改正は、平成 22 年 1 月 1 日より適用する。</u>		

○船舶検査心得 凡例

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
凡例	凡例
4 法令の名称については、次に掲げる略称を用いた。 (略)	4 法令の名称については、次に掲げる略称を用いた。 (略)
機関規則 船舶機関規則(昭和59年運輸省令第28号)	機関規則 船舶機関規則(昭和59年運輸省令第28号)
<u>船舶構造規則</u> <u>船舶構造規則(平成10年運輸省令第16号)</u>	<u>船舶構造規則</u> <u>船舶構造規則(平成10年運輸省令第16号)</u>
危険示 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和54年運輸省告示第549号)	危険示 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和54年運輸省告示第549号)
(略)	(略)
準備告示 船舶安全法施行規則に規定する定期検査等の準備を定める告示(平成9年運輸省告示第420号)	準備告示 船舶安全法施行規則に規定する定期検査等の準備を定める告示(平成9年運輸省告示第420号)
<u>艀装数告示</u> <u>船舶の艀装数等を定める告示(平成10年運輸省告示第336号)</u>	<u>艀装数告示</u> <u>船舶の艀装数等を定める告示(平成10年運輸省告示第336号)</u>
<u>船橋視界告示</u> <u>船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示(平成10年運輸省告示第337号)</u>	<u>船橋視界告示</u> <u>船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示(平成10年運輸省告示第337号)</u>

改 正 案	現 行
<p><u>強度告示</u> <u>船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示(平成10年運輸省告示第379号)</u></p> <p>脱出設備告示 船舶の脱出設備の基準を定める告示(平成14年国土交通省告示第510号)</p> <p>(略)</p> <p>防火構造告示 船舶の防火構造の基準を定める告示(平成14年国土交通省告示第518号)</p> <p>区画水密告示 船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示(平成20年国土交通省告示第1458号)</p>	<p>脱出設備告示 船舶の脱出設備の基準を定める告示(平成14年国土交通省告示第510号)</p> <p>(略)</p> <p>防火構造告示 船舶の防火構造の基準を定める告示(平成14年国土交通省告示第518号)</p> <p><u>強度告示</u> <u>船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示(平成10年運輸省告示第379号)</u></p> <p>区画水密告示 船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示(平成20年国土交通省告示第1458号)</p>
<p>5 各省令等の心得の改正年月日一覧表に改正次数、改正番号、<u>改正年月日及び適用日</u>を示した。</p>	<p>5 各省令等の心得の改正年月日一覧表に改正次数、改正番号及び改正年月日を示し、かつ、各改正箇所<u>に改正次数を【 】で囲って示した。</u></p>
<p>6 その他</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 心得に対し附則を設ける場合は、次のようにした。</p> <p>(例)</p> <p><u>心得附則(昭和60年12月18日)</u></p>	<p>6 その他</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 心得に対し附則を設ける場合は、次のようにした。</p> <p>(例)</p> <p><u>心得附則(昭和60年12月18日)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(経過措置)</p> <p>(2) 昭和61年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、なお従前の例による。</p> <p><u>(注1)</u> 昭和60年12月18日は、通達を発した日付を示す。</p> <p><u>(注2)</u> <u>適用期日にかかる心得附則の規定は、5の改正年月一覧表の適用日欄にのみ反映させる。</u></p>	<p>(1) <u>本改正後の心得は、昭和61年1月1日より適用する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>(2) 昭和61年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、なお従前の例による。</p> <p><u>(注)</u> 昭和60年12月18日は、通達を発した日付を示す。</p>

改正案	現行
<p>（大量の水を直接船外に排出するための排水装置を設ける区域）</p> <p>第八条 規則第五十九条の告示で定める区域は、次の区域とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 貨物船（旅客船及び船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第二項第一号の船舶以外の船舶をいう。次号において同じ。）のロールオン・ロールオフ貨物区域（船舶防火構造規則第二条第十七号の二に規定するロールオン・ロールオフ貨物区域をいう。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 規則第五十九条の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 排水装置の容量は、当該区域に設けられている固定式消火装置の合計容量の一・二五パーセント以上であること。</p> <p>二 排水装置の弁は、前号の固定式消火装置の制御装置の近くの保護された場所の外側から操作できるものであること。</p> <p>三 各水密区画室内において互いの間隔が四〇メートルを超えないように船側に配置されたビルジだめを有すること。</p> <p>四 排水装置の詰まりを防止する措置が講じられていること。</p>	<p>（大量の水を直接船外に排出するための排水装置を設ける区域）</p> <p>第八条 規則第五十九条の告示で定める区域は、次の区域とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 貨物船のロールオン・ロールオフ貨物区域（船舶防火構造規則第二条第十七号の二に規定するロールオン・ロールオフ貨物区域をいう。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 規則第五十九条の告示で定める要件に適合する排水設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 排水設備の容量は、当該区域に設けられている固定式消火装置の合計容量の一・二五パーセント以上であること。</p> <p>二 排水設備の弁は、前項の固定式消火装置の制御装置の近くの保護された場所の外側から操作できるものであること。</p> <p>三 各水密区域内において互いの間隔が四〇メートルを超えないように船側に配置されたビルジだめを有すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>(総トン数)</p> <p>第一条 この省令を適用する場合における総トン数は、船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第六十六条の二の総トン数とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第九十七条第四項の規定を適用する場合における総トン数は、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。）第五条第一項の総トン数とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第二百五条 旅客船ニハ適當ノ乗降船設備ヲ備フベシ但シ管海官庁ニ於テ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>(乗降船設備)</p> <p>第百十五條の二十七 第百五條の規定は、総トン数三〇〇トン以上の船舶であつて旅客船以外のものについて準用する。</p>	<p>(総トン数)</p> <p>第一条 この省令を適用する場合における総トン数は、船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第六十六条の二の総トン数とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第九十七条第三項の規定を適用する場合における総トン数は、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。）第五条第一項の総トン数とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第二百五条 旅客船ニハ適當ノ舷梯ヲ設ケ且堅牢ナル舷梯鈎ヲ備フベシ但シ沿海以下ノ航行区域ヲ有スル船舶ニ付テハ管海官庁ニ於テ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>② 前項ノ舷梯ニハ柵欄ヲ附シ且其ノ裏面ニ板又ハ帆布ヲ張ルベシ</p> <p>(舷梯)</p> <p>第百十五條の二十七 第百五條の規定は、総トン数三〇〇トン以上の船舶であつて旅客船以外のものについて準用する。ただし、舷梯の裏面に板又は帆布を張ることを要しない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（帳簿の記載等）</p> <p>第二十四条 登録講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録講習の終了後二年間保存しなければならない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>別表 （第十三条関係）</p> <p>一 膨張式救命いかだ</p> <p>二 膨張式救命いかだの艀装品</p> <p>三 二十 （略）</p> <p>二十一 レーダー・トランスポンダー</p> <p>二十二 搜索救助用位置指示送信装置</p> <p>二十三 三十 （略）</p>	<p>（帳簿の記載等）</p> <p>第二十四条 登録講習実施機関は、次に掲げる次項を記載した帳簿を備え、これを登録講習の終了後二年間保存しなければならない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>別表 （第十三条関係）</p> <p>一 膨張式救命いかだ</p> <p>二 膨張式救命いかだの艀装品</p> <p>三 二十 （略）</p> <p>二十一 レーダー・トランスポンダー</p> <p>二十二 二十九 （略）</p>

改 正 案

現 行

<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において「国際航海」とは、一国と他の国との間の航海をいう。この場合において、一国が国際関係について責任を有する地域又は国際連合が施政権者である地域は、別個の国とみなす。</p> <p>255 (略)</p> <p>6 この省令において「平水区域」とは、湖、川及び港内の水域並びに次に掲げる水域をいう。この場合において、港の区域は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域とする。ただし、これと異なる区域を告示で定めるときは、その区域とする。</p> <p>一七 (略)</p> <p>八 兵庫県加古川口左岸突端から同県加島東端まで引いた線、同島東端から香川県小豆島大角鼻灯台まで引いた線、同灯台から同県馬ヶ鼻まで引いた線、愛媛県忽那山から山口県平郡島南東端から百八十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から同県八島洲崎まで引いた線、同島鉾崎から同県祝島鳥帽子鼻まで引いた線、同島西端から同県尾島西端まで引いた線、同島西端から同県野島南端まで引いた線、同島西端から同県三田尻中関港築地東防波堤南灯台から百三十七度五千二百メートルの地点まで引いた線、同地点から同県丸尾崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域</p> <p>九十一 (略)</p> <p>十二 大分県白石鼻から同県関崎灯台から九十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から同県沖無垢島東端まで引いた線、同島東端から同県高甲岩灯台まで引いた線、同灯台から同県先ノ瀬灯台まで引いた線、同灯台から同県鶴御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域</p> <p>十三二十 (略)</p> <p>二十二 鹿児島県黒之浜港西防波堤灯台から百九十三度二百メートルの地点から同県長島南端まで引いた線、同島大崎から熊本県下須島尾崎</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において「国際航海」とは、一国と他の国との間の航海をいう。この場合において、一国が国際関係について責任を有する地域又は国際連合が施政権者である地域は、別個の国とみなす。</p> <p>255 (略)</p> <p>6 この省令において「平水区域」とは、湖、川及び港内の水域並びに次に掲げる水域をいう。この場合において、港の区域は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域とする。ただし、これと異なる区域を告示で定めるときは、その区域とする。</p> <p>一七 (略)</p> <p>八 兵庫県加古川口左岸突端から同県加島東端まで引いた線、同島東端から香川県小豆島大角鼻灯台まで引いた線、同灯台から同県馬ヶ鼻まで引いた線、愛媛県忽那山から山口県平郡島南東端から百八十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から同県八島洲崎まで引いた線、同島鉾崎から同県祝島鳥帽子鼻まで引いた線、同島西端から同県尾島西端まで引いた線、同島西端から同県野島南端まで引いた線、同島西端から同県三田尻灯台から百四十度五千八百メートルの地点まで引いた線、同地点から同県丸尾崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域</p> <p>九十一 (略)</p> <p>十二 大分県白石鼻から同県関崎灯台から九十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から同県沖無垢島東端まで引いた線、同島東端から同県高甲岩灯台まで引いた線、同灯台から同県先ノ瀬灯台まで引いた線、同灯台から同県鶴見崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域</p> <p>十三二十 (略)</p> <p>二十二 鹿児島県黒之浜港南防波堤灯台から二百十七度二百メートルの地点から同県長島南端まで引いた線、同島大崎から熊本県下須島尾崎</p>
---	--

まで引いた線、同島ビシヤゴ瀬ノ鼻から同県天草下島鶴崎まで引いた線、同島シラタケ鼻から長崎県瀬詰崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

二十三〇四十九 (略)

7〇16 (略)

(無線設備の保守等)

第六十条の五 船舶所有者は、次の各号に掲げる船舶（法第四条第一項ただし書及び第二項並びに第三十二条ノ二の規定により無線電信等を施設することを要しない船舶を除く。）に備える無線設備（無線電信等並びに救命設備（浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置に限る。）及び航海用具（ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHFデジタル選択呼出装置、VHFデジタル選択呼出聴守装置、無線電話遭難周波数で送信及び受信をするための設備、無線電話遭難周波数聴守受信機、デジタル選択呼出装置、デジタル選択呼出聴守装置に限る。）に限る。以下同じ。）について、それぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

別表第1 (第22条、第65条の6、第66条関係)

(略)	
(略)	
製造に係る予備	レーダー・トランスポンダー 小型船舶用レーダー・トランスポンダー その他のレーダー・トランスポンダー
	1個につき 10,800円 1個につき 14,900円

まで引いた線、同島ビシヤゴ瀬ノ鼻から同県天草下島鶴崎まで引いた線、同島シラタケ鼻から長崎県瀬詰崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

二十三〇四十九 (略)

7〇16 (略)

(無線設備の保守等)

第六十条の五 船舶所有者は、次の各号に掲げる船舶（法第四条第一項ただし書及び第二項並びに第三十二条ノ二の規定により無線電信等を施設することを要しない船舶を除く。）に備える無線設備（無線電信等並びに救命設備（浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及びレーダー・トランスポンダーに限る。）及び航海用具（ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHFデジタル選択呼出装置、VHFデジタル選択呼出聴守装置、無線電話遭難周波数で送信及び受信をするための設備、無線電話遭難周波数聴守受信機、デジタル選択呼出装置、デジタル選択呼出聴守装置に限る。）に限る。以下同じ。）について、それぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

別表第1 (第22条、第65条の6、第66条関係)

(略)	
(略)	
製造に係る予備	レーダー・トランスポンダー 小型船舶用レーダー・トランスポンダー その他のレーダー・トランスポンダー
	1個につき 10,800円 1個につき 14,900円

検査	捜索救助用位置指示送信装置	小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置	1個につき 10,500円
		その他の捜索救助用位置指示送信装置	1個につき 12,300円
(略)			
(略)			

別表第1の2 (第66条関係)

製造に係る予備検査	レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	1個につき 10,600円
		その他のレーダー・トランスポンダー	1個につき 14,700円
	捜索救助用位置指示送信装置	小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置	1個につき 10,300円
		その他の捜索救助用位置指示送信装置	1個につき 12,100円
(略)			
(略)			

検査	(略)		
	(略)		
(略)			

別表第1の2 (第66条関係)

製造に係る予備検査	レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	1個につき 10,600円
		その他のレーダー・トランスポンダー	1個につき 14,700円
	(略)		
	(略)		
(略)			

別表第2 (第66条関係)

(略)				
(略)				
製造に係る予備検査	レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	1個につき	10,400円
		<u>その他のレーダー・トランスポンダー</u>	<u>1個につき</u>	<u>14,300円</u>
		搜索救助用位置指示送信装置	小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置	<u>1個につき</u>
		<u>その他の搜索救助用位置指示送信装置</u>	<u>1個につき</u>	<u>11,800円</u>
(略)				
(略)				

別表第2の2 (第66条関係)

(略)				
(略)				
製造に係る	レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	1個につき	10,200円

別表第2 (第66条関係)

(略)				
(略)				
製造に係る予備検査	レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	1個につき	10,400円
		<u>その他のレーダー・トランスポンダー</u>	<u>1個につき</u>	<u>14,300円</u>
(略)				
(略)				

別表第2の2 (第66条関係)

(略)				
(略)				
製造に係る	レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	1個につき	10,200円

る 予 備 検 査		る 予 備 検 査	
一	その他のレーダー・ トランスポンダー 1個につき 14,100円	1個につき 14,100円	1個につき 14,100円
	捜索救助用位置指示送信装置 小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置 1個につき 9,900円		1個につき 9,900円
	その他の捜索救助用位置指示送信装置 1個につき 11,600円		1個につき 11,600円
(略)		(略)	
(略)		(略)	

改 正 案

現 行

<p>（救命設備の分類）</p> <p>第二条 救命設備を次のとおり分類する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 信号装置</p> <p>イ 無線（略）</p> <p>ヲ レーダー・トランスポンダー</p> <p>ワ 搜索救助用位置指示送信装置</p> <p>カ 無線（略）</p> <p>三 （略）</p> <p>（部分閉囲型救命艇）</p> <p>第八条 部分閉囲型救命艇は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 一十四 （略）</p> <p>十五 穏やかな水面における次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める前進速度を有すること。</p> <p>イ 人員及び艀装品を満載し、かつ、補機が作動している場合（ロに掲げる場合を除く。） 六ノット以上</p> <p>ロ 人員及び艀装品を満載し、かつ、補機が作動している場合において、船舶に備え付けられている最大の定員を有する救命いかだであつて人員及び艀装品を満載したものをえい航している場合 二ノット以上</p> <p>十六 四十二 （略）</p> <p>（救命いかだの艀装品）</p> <p>第二十五条 救命いかだには、次の表に定める艀装品を備え付けなければならない。</p> <p>（表略）</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（救命設備の分類）</p> <p>第二条 救命設備を次のとおり分類する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 信号装置</p> <p>イ 無線（略）</p> <p>ヲ レーダー・トランスポンダー</p> <p>ワ ツツ （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>（部分閉囲型救命艇）</p> <p>第八条 部分閉囲型救命艇は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 一十四 （略）</p> <p>十五 穏やかな水面における次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める前進速度を有すること。</p> <p>イ 人員及び艀装品を満載し、かつ、補機が作動している場合（ロに掲げる場合を除く。） 六ノット以上</p> <p>ロ 人員及び艀装品を満載し、かつ、補機が作動している場合において、船舶に備え付けられている最大の定員を有する救命いかだであつて人員及び艀装品を満載したものをえい航している場合 二ノット以上</p> <p>十六 四十二 （略）</p> <p>（救命いかだの艀装品）</p> <p>第二十五条 救命いかだには、次の表に定める艀装品を備え付けなければならない。</p> <p>（表略）</p> <p>2 4 （略）</p>
--	--

5 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶であつてロールオン・ロールオフ旅客船（船舶設備規程第二条第四項のロールオン・ロールオフ旅客船をいう。以下同じ。）であるものに備え付ける救命いかだの数の二十五パーセント以上の数の救命いかだには、レーダー・トランスポンダー又は第四十条の二の規定に適合する捜索救助用位置指示送信装置を備え付けなければならない。

一 第一種船

二 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船（限定近海船を除く。）

（救命浮環）

第二十八条 救命浮環は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 四（略）

五 質量は、二・五キログラム以上であること。ただし、急速離脱装置に使用する救命浮環の質量は、四キログラム以上でなければならない。

六（略）

七 摂氏零下十五度から摂氏四十度までの範囲の温度を通じて使用できるものであること。

八 第八条第一号及び第四号に掲げる要件  
2（略）

（救命胴衣）

第二十九条 救命胴衣は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一・二（略）

三 散粒状物質を詰めたものによつて浮力を得るものでないこと。

四 容易に着用でき、かつ、誤つた方法で着用されないか、又は誤つた方法で着用した場合にも着用者に傷害を与えないように作られたものであること。

五（略）

5 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶であつてロールオン・ロールオフ旅客船（船舶設備規程第二条第四項のロールオン・ロールオフ旅客船をいう。以下同じ。）であるものに備え付ける救命いかだの数の二十五パーセント以上の数の救命いかだには、レーダー・トランスポンダーを備え付けなければならない。

一 第一種船

二 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船（限定近海船を除く。）

（救命浮環）

第二十八条 救命浮環は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 四（略）

五 質量は、二・五キログラム以上であること。ただし、急速離脱装置に使用する救命浮環の質量は、四キログラム（当該離脱装置を自動させるために必要な質量が四キログラムを超える場合にあっては、当該質量）以上でなければならない。

六（略）

七 第八条第一号及び第四号に掲げる要件  
2（略）

（救命胴衣）

第二十九条 救命胴衣は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一・二（略）

三 容易に着用でき、かつ、誤つた方法で着用されないように作られたものであること。

四（略）

六 四・五メートルの高さから救命胴衣を押さえた状態で水中に飛び降りた場合及び一メートルの高さから両腕をあげた状態で水中に飛び降りた場合において、着用者に傷害を与えず、着用者から外れないものであるとともに、損傷しないものであること。

七 (略)

八 水中において他の救命胴衣と連結することができるものであること。

九・十 (略)

十一 着用者を救命艇又は救命いかだへ引き上げることができるように作られたものであること。

十二 前条第一項第六号から第八号までに掲げる要件

2 (略)

(イマーシヨン・スーツ)

第二十九条の二 イマーシヨン・スーツは、次に掲げる要件に適合するものでなければならず、この場合において、救命胴衣を着用して使用するものにあつては、救命胴衣を着用した状態で適合するものでなければならず、

一・二 (略)

三 顔面を除き、体の全体を覆うものであること（手袋によつて覆う場合を含む。）。

四・六 (略)

七 水中において他のイマーシヨン・スーツと連結することができるものであること。

八 (略)

九 第二十八条第一項第六号から第八号まで並びに前条第一項第二号、第三号、第七号及び第九号から第十一号までに掲げる要件

(耐暴露服)

第二十九条の三 耐暴露服は、次に掲げる要件に適合するものでなければならず、

一 (略)

二 足首から先の部分を除き、体の全体を覆うものであること（フード

五 四・五メートルの高さから水中に飛び降りた場合において、着用者に傷害を与えず、着用者から外れないものであるとともに、損傷しないものであること。

六 (略)

七・八 (略)

九 前条第一項第六号及び第七号に掲げる要件

2 (略)

(イマーシヨン・スーツ)

第二十九条の二 イマーシヨン・スーツは、次に掲げる要件に適合するものでなければならず、この場合において、救命胴衣を着用して使用するものにあつては、救命胴衣を着用した状態で適合するものでなければならず、

一・二 (略)

三 顔面を除き、体の全体を覆うものであること。

四・六 (略)

七 (略)

八 第二十八条第一項第六号及び第七号並びに前条第一項第六号及び第七号に掲げる要件

(耐暴露服)

第二十九条の三 耐暴露服は、次に掲げる要件に適合するものでなければならず、

一 (略)

二 頭部、手及び足首から先の部分を除き、体の全体を覆うものである

及び手袋によつて覆う場合を含む。）。

三・四 (略)

五 第二十八条第一項第六号から第八号まで、第二十九条第一項第七号、第九号及び第十号並びに前条第一号、第二号、第五号、第六号及び第八号に掲げる要件

(搜索救助用位置指示送信装置)

第四十条の二 搜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 非常の際に付近の他の船舶又は航空機の船舶自動識別装置に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものであること。
- 二 信号を発信していることを可視又は可聴の手段により示すことができるものであること。
- 三 九十六時間以上連続して使用することができるものであること。
- 四 第八条第四号、第三十九条第四号、第七号及び第十号並びに前条第二号、第五号及び第六号の要件

(レーダー・トランスポンダー及び搜索救助用位置指示送信装置)

第七十八条 第一種船、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船、第三種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船(限定近海船(旅客船を除く。))を除く。には各舷に一個(第六十二条第三項又は第四項の規定により自由降下式救命艇を備え付ける第三種船にあつては、当該救命艇及び本船にそれぞれ一個)のレーダー・トランスポンダー又は搜索救助用位置指示送信装置を備え付けなければならない。

2 沿海区域を航行区域とする第二種船及び遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする第四種船(前項に規定する第四種船を除く。)には、一個のレーダー・トランスポンダー又は搜索救助用位置指示送信装置を備え付けなければならない。ただし、第七十七条第二号又は第三号に掲げる船舶については、この限りでない。

(レーダー・トランスポンダー及び搜索救助用位置指示送信装置)

こと。

三 フード及び手袋を備えていること。  
四・五 (略)

六 第二十八条第一項第六号及び第七号、第二十九条第一項第六号及び第七号並びに前条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる要件

(レーダー・トランスポンダー)

第七十八条 第一種船、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船、第三種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船(限定近海船(旅客船を除く。))を除く。には各舷に一個(第六十二条第三項又は第四項の規定により自由降下式救命艇を備え付ける第三種船にあつては、当該救命艇及び本船にそれぞれ一個)のレーダー・トランスポンダーを備え付けなければならない。

2 沿海区域を航行区域とする第二種船及び遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする第四種船(前項に規定する第四種船を除く。)には、一個のレーダー・トランスポンダーを備え付けなければならない。ただし、第七十七条第二号又は第三号に掲げる船舶については、この限りでない。

(レーダー・トランスポンダー)

第九十六条 レーダー・トランスポンダー及び搜索救助用位置指示送信装置（第七十八条第一項の規定により自由降下式救命艇に備え付けるものを除く。）は、非常の際に救命艇又は救命いかだ（第六十二条第五項の規定により備え付ける救命いかだを除く。以下この条において同じ。）のいずれか一隻に運ぶことができるように適当な場所に積み付けなければならない。ただし、当該船舶に備え付ける救命艇又は救命いかだにそれぞれ一個のレーダー・トランスポンダー又は搜索救助用位置指示送信装置を取り付け、かつ、一個のレーダー・トランスポンダー又は搜索救助用位置指示送信装置を容易に使用することができるように積み付ける場合にあつては、この限りでない。

（救命設備の表示）

第九十七条 救命設備には、当該救命設備の取扱いに関する注意事項を表示しなければならない。

2 次の表の上欄に掲げる救命設備には、前項の注意事項のほかそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を表示しなければならない。

救命設備の種類	表示する内容
（略）	（略）
救命胴衣	一 （略） 二 着用できる者の身長又は体重の範囲
（略）	（略）

3 3 9 （略）

10 第二十五条第五項の規定によりレーダー・トランスポンダー又は搜索救助用位置指示送信装置を備え付けている救命いかだの容器には、当該設備を備え付けている旨を表示しなければならない。

11・12 （略）

第九十六条 レーダー・トランスポンダー（第七十八条第一項の規定により自由降下式救命艇に備え付けるものを除く。）は、非常の際に救命艇又は救命いかだ（第六十二条第五項の規定により備え付ける救命いかだを除く。以下この条において同じ。）のいずれか一隻に運ぶことができるように適当な場所に積み付けなければならない。ただし、当該船舶に備え付ける救命艇又は救命いかだにそれぞれ一個のレーダー・トランスポンダーを取り付け、かつ、一個のレーダー・トランスポンダーを容易に使用することができるように積み付ける場合にあつては、この限りでない。

（救命設備の表示）

第九十七条 救命設備には、当該救命設備の取扱いに関する注意事項を表示しなければならない。

2 次の表の上欄に掲げる救命設備には、前項の注意事項のほかそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を表示しなければならない。

救命設備の種類	表示する内容
（略）	（略）
救命胴衣	一 （略） 二 着用できる小児の身長及び体重の範囲（小児用の救命胴衣に限る。）
（略）	（略）

3 3 9 （略）

10 第二十五条第五項の規定によりレーダー・トランスポンダーを備え付けている救命いかだの容器には、レーダー・トランスポンダーを備え付けている旨を表示しなければならない。

11・12 （略）

改 正 案

現 行

<p>（蒸気タービン等のある場所における消防設備）</p> <p>第四十六条 第一種船及び第二種船には、蒸気タービン又は密閉型蒸気機関（主機又は合計出力三百七十五キロワット以上の補助機関として使用するものに限る。）のある場所に、次に掲げる消防設備（第三号に掲げる消防設備にあつては、船員が継続的に配置されない場所に限る。）を備え付けなければならない。この場合において、第二号の持運び式の消火器は、当該場所内のいずれの点からも十メートル以内の徒歩で到達することができる位置に配置しなければならない。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第四十五条第四項の規定は、第一項の規定により沿海区域又は平水区域を航行区域とする第二種船に備え付けなければならない持運び式の消火器について準用する。</p> <p>（その他の機関区域の消防設備）</p> <p>第四十七条の二 第一種船等には、第四十四条から第四十六条までに規定する場所以外の機関区域内における次に掲げる場所に、持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器（第二号に掲げる場所にあつては、泡消火器を除く。）を一個（第二号に掲げる場所であつて主配電盤のある場所にあつては、二個）備え付けなければならない。</p> <p>一 作業室、内燃機関、強制潤滑装置を有する機械又は油圧機械のある場所、給油場所その他油火災を生じるおそれのある場所（次号に掲げる場所を除く。）</p> <p>二 機関制御室、冷凍機械、通風機械（単一のダクトに備え付ける小容量のものを除く。）又は空気調和機械のある場所その他電気火災を生じるおそれのある場所</p> <p>2 第一種船等には、特定機関区域（容積が五百立方メートル以上のものに限る。）内のイナート・ガス発生装置の火災危険場所に、機関室局所消火装置（総トン数五百トン以上の第一種船等に限る。）及び二個の持</p>	<p>（蒸気タービン等のある場所における消防設備）</p> <p>第四十六条 第一種船及び第二種船には、蒸気タービン又は密閉型蒸気機関（主機又は合計出力三百七十五キロワット以上の補助機関として使用するものに限る。）のある場所に、次に掲げる消防設備（第三号に掲げる消防設備にあつては、船員が継続的に配置されない場所に限る。）を備え付けなければならない。この場合において、第二号の持運び式の消火器は、当該場所内のいずれの点からも十メートル以内の徒歩で到達することができる位置に配置しなければならない。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第四十五条第三項の規定は、第一項の規定により沿海区域又は平水区域を航行区域とする第二種船に備え付けなければならない持運び式の消火器について準用する。</p> <p>（その他の機関区域の消防設備）</p> <p>第四十七条の二 第一種船等には、第四十四条から第四十六条までに規定する場所以外の機関区域内における次に掲げる場所に、持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器（第二号に掲げる場所にあつては、泡消火器を除く。）を一個備え付けなければならない。</p> <p>一 内燃機関、強制潤滑装置を有する機械又は油圧機械のある場所、給油場所その他油火災を生じるおそれのある場所（次号に掲げる場所を除く。）</p> <p>二 冷凍機械、通風機械（単一のダクトに備え付ける小容量のものを除く。）又は空気調和機械のある場所その他電気火災を生じるおそれのある場所</p> <p>2 総トン数五百トン以上の第一種船等には、特定機関区域（容積が五百立方メートル以上のものに限る。）内のイナート・ガス発生装置の火災危険場所に、機関室局所消火装置を備え付けなければならない。</p>
---	--

運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を備え付けなければならない。

(居住区域等における消防設備)

第四十八条 第一種船及び第二種船（沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数千トン未満の第二種船（係留船を除く。）を除く。以下この項において同じ。）には、居住区域、業務区域及び制御場所内における次の表の上欄に掲げる場所に、それぞれ同表の下欄に掲げる持運び式の消火器を備え付けなければならない。かつ、総トン数千トン以上の第一種船及び第二種船にあつては、これらの消火器のうち居住区域、業務区域及び制御場所に備え付けられる消火器の合計数は、五個以上でなければならない。

場 所		持運び式消火器の種類及び数
居住区域 公室及び雑居室	床面積二百五十平方メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個	鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個（総トン数二千トン以上の第一種船に限る。）、液体消火器又は泡消火器のうちいずれか一個及び泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個
通路	通路の長さ二十五メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個	通路の長さ三十メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個
診療室	液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個	鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個
業務区域 調理室、貯蔵品室、ロッカールーム、郵便物室、金庫室	泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個（フライヤーを有する調理室にあつては、二個）	床面積二百平方メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個

(居住区域等における消防設備)  
第四十八条 第一種船及び第二種船（沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数千トン未満の第二種船（係留船を除く。）を除く。）には、居住区域、業務区域及び制御場所内における次の表の上欄に掲げる場所に、それぞれ同表の下欄に掲げる持運び式の消火器を備え付けなければならない。

操だ室及び火災制御場所		鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個（総トン数二千トン以上の第一種船に限る。）、液体消火器又は泡消火器のうちいずれか一個及び泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個
無線室	鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個	鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個
通路	通路の長さ三十メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個	通路の長さ三十メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個
公室及び雑居室	床面積二百平方メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個	床面積二百平方メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個

制御場所	作業室及び手荷物室	
	調理器具のあり配せん室及び洗濯物乾燥室	液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個
		液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個(床面積が五十平方メートル以上である操だ室にあつては、二個)

254 (略)

5 第四十五條第四項の規定は、第一項又は前項の規定により第二種船に備え付けなければならない持運び式の消火器について準用する。

6 (略)

(持運び式の消火器の備付方法)

第四十八條の二 第四十三條の二第二項、第四十四條第五項から第七項まで、第四十五條第一項、第三項若しくは第五項、第四十五條の二第二項、第四十六條第一項、第四十七條の二又は前條第一項若しくは第三項の規定により持運び式の消火器を備え付ける場合には、持運び式の消火器のうち一個は、備え付ける場所の出入口の近くに配置しなければならない。

(居住区域等における消防設備)

第六十二條 第三種船等には、居住区域、業務区域及び制御場所に、持運び式の消火器を備え付けなければならない。この場合において、次の表の上欄に掲げる場所には、それぞれ同表の下欄に掲げる持運び式の消火器を備え付けなければならない。かつ、これらの消火器のうち居住区域、業務区域及び制御場所に備え付けられる消火器の合計数は、総トン数千トン以上の第三種船等にあつては、五個以上でなければならない。

制御場所	調理室	泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個
	手荷物室、郵便物室及び貯蔵品室	液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(りん酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか一個
	売店及びカーペンタリーヨツプ	液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(りん酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか一個

254 (略)

5 第四十五條第三項の規定は、第一項又は前項の規定により第二種船に備え付けなければならない持運び式の消火器について準用する。

6 (略)

(持運び式の消火器の備付方法)

第四十八條の二 第四十三條の二第二項、第四十四條第五項から第七項まで、第四十五條第一項、第二項若しくは第四項、第四十五條の二第二項、第四十六條第一項、第四十七條の二又は前條第一項若しくは第三項の規定により持運び式の消火器を備え付ける場合には、持運び式の消火器のうち一個は、備え付ける場所の出入口の近くに配置しなければならない。

(居住区域等における消防設備)

第六十二條 総トン数千トン以上の第三種船等には、居住区域、業務区域及び制御場所に、持運び式の消火器を備え付けなければならない。この場合において、次の表の上欄に掲げる場所には、それぞれ同表の下欄に掲げる持運び式の消火器を備え付けなければならない。かつ、これらの消火器のうち居住区域及び業務区域に備え付けられる消火器の合計数は、五個以上でなければならない。

制御場所	業務区域				居室区域	場所	持運び式消火器の種類及び数
	調理器具のあ る配せん室及 び洗濯物乾燥 室	荷物室 作業室及び手 室、金庫室、 一室、郵便物 品室、ロッカ ー室	診療室	通路			
液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個（床面積が五十平方メートル以上である操だ室にあつては、二個）	液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個	液体消火器、泡消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個（フ라이어を有する調理室にあつては、二個）	液体消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個	液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個	通路の長さ二十五メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個	居室及び雑居室	床面積二百五十平方メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個

無線室	鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個
調理室	泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個
手荷物室及び貯蔵品室	液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個
カーペンターショップ	液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個
通路	通路の長さ五十メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器（りん酸塩類を消火剤とするものに限る。）のうちいずれか一個

2 次の表の上欄に掲げる船舶には、居住区域及び業務区域に、それぞれ同表の下欄に掲げる数の持運び式の消火器を適当に分散して配置しなければならぬ。この場合において、近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船（近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。）には、塗料庫の出入口付近の外部に持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個を備え付けなければならない。

近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数千トン以上の第四種船（近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。）	五個
近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数五百トン以上千トン未満の第四種船（近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。）	四個
総トン数百トン以上五百トン未満の第四種船	三個
総トン数五十トン以上百トン未満の第四種船	二個
総トン数五十トン未満の第四種船	一個

3 第四十五条第四項の規定は、前項の規定により第四種船に備え付けなければならない持運び式の消火器について準用する。

（準用規定）

第六十四条 第四十五条の二第一項及び第二項、第四十六条及び第四十八条第六項の規定は、第三種船及び第四種船について準用する。この場合において、第四十六条第二項中「第四十四条第五項及び第六項」とあるのは、「第六十四条第三項において準用する第四十四条第五項及び第六十四条第五項において準用する第四十四条第六項」と、第四十六条第三

2 次の表の上欄に掲げる船舶には、居住区域及び業務区域に、それぞれ同表の下欄に掲げる数の持運び式の消火器を適当に分散して配置しなければならぬ。この場合において、近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船（近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。）には、塗料庫の出入口付近の外部に持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個を備え付けなければならない。

近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数千トン以上の第四種船（近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。）	五個
総トン数千トン未満の第三種船及び総トン数五百トン以上千トン未満の第四種船	四個
総トン数百トン以上五百トン未満の第四種船	三個
総トン数五十トン以上百トン未満の第四種船	二個
総トン数五十トン未満の第四種船	一個

3 第四十五条第三項の規定は、前項の規定により第四種船に備え付けなければならない持運び式の消火器について準用する。

（準用規定）

第六十四条 第四十五条の二第一項及び第二項、第四十六条及び第四十八条第六項の規定は、第三種船及び第四種船について準用する。この場合において、第四十六条第二項中「第四十四条第五項及び第六項」とあるのは、「第六十四条第三項において準用する第四十四条第五項及び第六十四条第五項において準用する第四十四条第六項」と、第四十六条第三

2  
5  
7 (略)

項中「第四十五条第四項」とあるのは、「第六十条第二項において準用する第四十五条第四項」と読み替えるものとする。

2  
5  
7 (略)

項中「第四十五条第三項」とあるのは、「第六十条第二項において準用する第四十五条第三項」と読み替えるものとする。

○海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）（第六条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第1号様式（第2条関係） 旅客船安全証書 旅客船安全証書のための設備の記録（様式P）</p> <p>2 救命設備の詳細 DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES</p> <p>(略)</p> <p>11.1 搜索及び救助のための位置標示に係る設備の <u>数</u> Number of search and rescue locating devices ..... 11.1.1 レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART) ..... 11.1.2 搜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SAR <u>T</u>) .....</p> <p>3 無線設備の詳細 DETAILS OF RADIO FACILITIES</p> <p>(略)</p> <p>6 船舶の搜索及び救助のための位置標示に係る設 <u>備</u> Ship's search and rescue locating devices ..... 6.1 レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART) ..... 6.2 搜索救助用位置指示送信装置 .....</p>	<p>第1号様式（第2条関係） 旅客船安全証書 旅客船安全証書のための設備の記録（様式P）</p> <p>2 救命設備の詳細 DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES</p> <p>(略)</p> <p>11.1 レーダー・トランスポンダーの<u>数</u> Number of Radar transponders .....</p> <p>3 無線設備の詳細 DETAILS OF RADIO FACILITIES</p> <p>(略)</p> <p>6 船舶のレーダー・トランスポンダー <u>Ship's radar transponder</u> .....</p>

<p><u>AIS search and rescue transmitters (AIS-SART)</u> .....</p>	
<p>第 1 号の 2 様式 (第 2 条関係) 原子力旅客船安全証書 原子力旅客船安全証書のための設備の記録 (様式 P N U C)</p> <p>2 救命設備の詳細 DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES</p> <p>(略)</p> <p>11.1 搜索及び救助のための位置標示に係る設備の 数 Number of search and rescue locating devices ..... 11.1.1 レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART) ..... 11.1.2 搜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SAR T) .....</p>	<p>第 1 号の 2 様式 (第 2 条関係) 原子力旅客船安全証書 原子力旅客船安全証書のための設備の記録 (様式 P N U C)</p> <p>2 救命設備の詳細 DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES</p> <p>(略)</p> <p>11.1 レーダー・トランスポンダーの数 Number of Radar transponders .....</p>
<p>3 無線設備の詳細 DETAILS OF RADIO FACILITIES</p> <p>(略)</p> <p>6 船舶の搜索及び救助のための位置標示に係る設 備 Ship's search and rescue locating devices ..... 6.1 レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART) ..... 6.2 搜索救助用位置指示送信装置 .....</p>	<p>3 無線設備の詳細 DETAILS OF RADIO FACILITIES</p> <p>(略)</p> <p>6 船舶のレーダー・トランスポンダー Ship's radar transponder .....</p>

<p><u>AIS search and rescue transmitters(AIS-SAR T)</u> .....</p>	
<p>第3号様式 (管海官庁が交付するもの) (第2条関係)          貨物船安全設備証書          貨物船安全設備証書のための設備の記録 (様式E)</p> <p>2 救命設備の詳細          DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES</p> <p>(略)</p>	<p>第3号様式 (管海官庁が交付するもの) (第2条関係)          貨物船安全設備証書          貨物船安全設備証書のための設備の記録 (様式E)</p> <p>2 救命設備の詳細          DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES</p> <p>(略)</p>
<p>9.1 搜索及び救助のための位置標示に係る設備の数  <u>Number of search and rescue locating devices</u></p> <p>9.1.1 レーダー・トランスポンダー  <u>Radar search and rescue transponders(SART)</u></p> <p>9.1.2 搜索救助用位置指示送信装置  <u>AIS search and rescue transmitters(AIS-SAR T)</u></p> <p>.....          .....</p>	<p>9.1 レーダー・トランスポンダーの数  <u>Number of Radar transponders</u></p> <p>.....</p>
<p>第3号様式 (船級協会が交付するもの) (第12条関係)          貨物船安全設備証書          貨物船安全設備証書のための設備の記録 (様式E)</p> <p>2 救命設備の詳細          DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES</p> <p>(略)</p>	<p>第3号様式 (船級協会が交付するもの) (第12条関係)          貨物船安全設備証書          貨物船安全設備証書のための設備の記録 (様式E)</p> <p>2 救命設備の詳細          DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES</p> <p>(略)</p>
<p>9.1 搜索及び救助のための位置標示に係る設備の数  <u>Number of search and rescue locating devices</u></p>	<p>9.1 レーダー・トランスポンダーの数</p>

<p>9.1.1 <u>レーダー・トランスポンダー</u> Radar search and rescue transponders (SART)</p> <p>9.1.2 <u>搜索救助用位置指示送信装置</u> AIS search and rescue transmitters (AIS-SAR <u>T</u>)</p>	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
<p>第4号様式 (第2条関係) 貨物船安全無線証書 貨物船安全無線証書のための設備の記録 (様式R)</p> <p>2 無線設備の詳細 DETAILS OF RADIO FACILITIES</p>	<p>.....</p>
<p>(略)</p> <p>6 <u>船舶の搜索及び救助のための位置標示に係る設備</u> Ship's search and rescue locating devices</p> <p>6.1 <u>レーダー・トランスポンダー</u> Radar search and rescue transponders (SART)</p> <p>6.2 <u>搜索救助用位置指示送信装置</u> AIS search and rescue transmitters (AIS-SAR <u>T</u>)</p>	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
<p>第5号様式 (第2条関係) 貨物船安全証書 貨物船安全証書のための設備の記録 (様式C)</p> <p>2 救命設備の詳細 DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES</p>	<p>.....</p>
<p><u>Number of Radar transponders</u></p>	<p>.....</p>
<p>第4号様式 (第2条関係) 貨物船安全無線証書 貨物船安全無線証書のための設備の記録 (様式R)</p> <p>2 無線設備の詳細 DETAILS OF RADIO FACILITIES</p>	<p>.....</p>
<p>(略)</p> <p>6 <u>船舶のレーダー・トランスポンダー</u> Ship's radar transponder</p>	<p>.....</p>
<p>第5号様式 (第2条関係) 貨物船安全証書 貨物船安全証書のための設備の記録 (様式C)</p> <p>2 救命設備の詳細 DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES</p>	<p>.....</p>

<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>9.1 <u>搜索及び救助のための位置標示に係る設備の数</u>  <u>Number of search and rescue locating devices</u></p> <p>9.1.1 <u>レーダー・トランスポンダー</u>  <u>Radar search and rescue transponders (SART)</u></p> <p>9.1.2 <u>搜索救助用位置指示送信装置</u>  <u>AIS search and rescue transmitters (AIS-SART)</u></p> <p><u>T)</u></p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>9.1 <u>レーダー・トランスポンダーの数</u>  <u>Number of Radar transponders</u></p>
<p>3 無線設備の詳細  DETAILS OF RADIO FACILITIES</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>6 <u>船舶の搜索及び救助のための位置標示に係る設備</u>  <u>Ship's search and rescue locating devices</u></p> <p>6.1 <u>レーダー・トランスポンダー</u>  <u>Radar search and rescue transponders (SART)</u></p> <p>6.2 <u>搜索救助用位置指示送信装置</u>  <u>AIS search and rescue transmitters (AIS-SART)</u></p> <p><u>T)</u></p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>6 <u>船舶のレーダー・トランスポンダー</u>  <u>Ship's radar transponder</u></p>

○船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現

行

第三章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定  
（整備規程の認可）

第三章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定  
（整備規程の認可）

第十三条 法第六条ノ三の規定による整備規程の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。

第十三条 法第六条ノ三の規定による整備規程の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。

一～十六（略）

一～十六（略）

十七 レーダー・トランスポンダー

十七 レーダー・トランスポンダー

十八 搜索救助用位置指示送信装置

十八（二十一）（略）

十九 小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置

2・3（略）

二十～二十三（略）

2・3（略）

2・3（略）

別表第3（第21条関係）

別表第3（第21条関係）

区分	設備
(略)	(略)
非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、 <u>搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置</u> 、 <u>遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双</u>	1・2（略） 3 その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、 <u>搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置</u> 、 <u>遭難信号自</u>

区分	設備
(略)	(略)
非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、 <u>遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置</u>	1・2（略） 3 その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、 <u>遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置</u> 又は固定式双方向無線電話装置に

方向無線電話装置	動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置について整備規程に従い整備を行うために必要な設備
----------	--

別表第4 (第21条関係)

区分	設備
(略)	(略)
非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置	<p>1 作動試験に必要な次の設備</p> <p>イ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置にあつては、周波数測定器及び擬似負荷抵抗</p> <p>ロ レーダー・トランスポンダーにあつては、標準信号発生装置、スペクトラムアナライザ及び尖頭電力計</p> <p>ハ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用</p>

	ついで整備規程に従い整備を行うために必要な設備
--	-------------------------

別表第4 (第21条関係)

区分	設備
(略)	(略)
非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置	<p>1 作動試験に必要な次の設備</p> <p>イ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置にあつては、周波数測定器及び擬似負荷抵抗</p> <p>ロ レーダー・トランスポンダーにあつては、標準信号発生装置、スペクトラムアナライザ及び尖頭電力計</p> <p>ハ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用</p>

位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、シクローズ

二 直流電圧計

ホ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、受信機

へ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、ストップウォッチ

ト テスター  
チ 遭難信号自動発信器にあつて

位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー又は遭難信号自動発信器にあつては、シクローズ

二 直流電圧計

ホ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び遭難信号自動発信器にあつては、受信機

へ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び遭難信号自動発信器にあつては、ストップウォッチ

ト テスター  
チ 遭難信号自動発信器にあつて

	<p>は、モールス符号レコーダ</p> <p>リ 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助用位置指示送信装置又は小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置にあつては、信号レコーダ</p> <p>又 持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置にあつては、放電器及び充電器</p> <p>2 その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置について整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備</p>		<p>は、モールス符号レコーダ</p> <p>リ 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置又は小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置にあつては、信号レコーダ</p> <p>又 持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置にあつては、放電器及び充電器</p> <p>2 その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置について整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備</p>
--	---	--	--

改 正 案

現 行

別表第一（第3条、第29条関係）

別表第一（第3条、第29条関係）

型式承認及び検定	レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	(略)	(略)	(略)
	その他のレーダー・トランスポンダー		157,400	〃	5,600
	捜索救助用位置指示送信装置	小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置	153,400	1個につき	3,700
		その他の捜索救助用位置指示送信装置	196,500	〃	5,400
			(略)	(略)	(略)

型式承認及び検定	レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	(略)	(略)	(略)
	その他のレーダー・トランスポンダー		157,400	〃	5,600
				(略)	(略)

別表第一の二（第29条関係）

別表第一の二（第29条関係）

型式	(略)	型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)
型式	(略)	(略)	(略)

型式	(略)	型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)
型式	(略)	(略)	(略)

承認及び検定	レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	(略)	(略)	(略)
		<u>その他のレーダー・トランスポンダー</u>	<u>157,200</u>	〃	<u>5,500</u>
		(略)	(略)	(略)	(略)
承認及び検定	捜索救助用位置指示装置	小型船舶用捜索救助用位置指示装置	<u>153,200</u>	<u>1</u> 個につき	<u>3,650</u>
		<u>その他の捜索救助用位置指示装置</u>	<u>196,300</u>	〃	<u>5,300</u>
		(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二 (第29条関係)

検定	(略)		検定 (単位 円)	(略)
	レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	(略)	(略)
		<u>その他のレーダー・トランスポンダー</u>	〃	<u>5,400</u>
検定	捜索救助用位置指示装置	小型船舶用捜索救助用位置指示装置	<u>1</u> 個につき	<u>3,550</u>
		<u>その他の捜索救助用位置指示装置</u>	〃	<u>5,200</u>
		(略)	(略)	(略)

承認及び検定	レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	(略)	(略)	(略)
		<u>その他のレーダー・トランスポンダー</u>	<u>157,200</u>	〃	<u>5,500</u>
		(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二 (第29条関係)

検定	(略)		検定 (単位 円)	(略)
	レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	(略)	(略)
		<u>その他のレーダー・トランスポンダー</u>	〃	<u>5,400</u>

	(略)	(略)
--	-----	-----

別表第二の二 (第 29 条関係)

検 定	(略)		検定 (単位 円)
	(略)	(略)	(略)
	レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	(略)
		<u>その他のレーダー・トランスポンダー</u>	〃 <u>5,300</u>
	<u>捜索救助用位置指示装置</u>	<u>1個につき 3,500</u>	
	<u>捜索救助用位置指示装置</u>	<u>〃 5,100</u>	
		<u>その他の捜索救助用位置指示装置</u>	〃
	(略)	(略)	(略)

	(略)	(略)
--	-----	-----

別表第二の二 (第 29 条関係)

検 定	(略)		検定 (単位 円)
	(略)	(略)	(略)
	レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	(略)
		<u>その他のレーダー・トランスポンダー</u>	〃 <u>5,300</u>
	(略)	(略)	(略)

改 正 案

現 行

目次

目次

第一章 総則（第一条―第四条）	第一章 総則（第一条―第四条）
第二章 船体（第五条―第二十条）	第二章 船体（第五条―第二十条）
第三章 機関	第三章 機関
第一節 通則（第二十一条―第二十四条）	第一節 通則（第二十一条―第二十四条）
第二節 主機、補助機関及びプロペラ軸系（第二十五条―第三十三条）	第二節 主機、補助機関及びプロペラ軸系（第二十五条―第三十三条）
第三節 補機及び管装置（第三十四条―第三十八条）	第三節 補機及び管装置（第三十四条―第三十八条）
第四節 備品（第三十九条・第四十条）	第四節 備品（第三十九条・第四十条）
第四章 排水設備（第四十一条・第四十二条）	第四章 排水設備（第四十一条・第四十二条）
第五章 操舵、係船及び揚錨の設備（第四十三条―第四十五条）	第五章 操舵、係船及び揚錨の設備（第四十三条―第四十五条）
第六章 救命設備	第六章 救命設備
第一節 救命設備の要件（第四十六条― <u>第五十七条の五</u> ）	第一節 救命設備の要件（第四十六条― <u>第五十七条の四</u> ）
第二節 救命設備の備付基準（第五十八条・第五十九条の二）	第二節 救命設備の備付基準（第五十八条・第五十九条の二）
第三節 救命設備の積付方法（第五十九条―第六十三条の二）	第三節 救命設備の積付方法（第五十九条―第六十三条の二）
第四節 救命設備の表示（第六十四条）	第四節 救命設備の表示（第六十四条）
第七章 消防設備（第六十五条―第七十二条）	第七章 消防設備（第六十五条―第七十二条）
第七章の二 防火措置（第七十二条の二―第七十四条）	第七章の二 防火措置（第七十二条の二―第七十四条）
第八章 居住、衛生及び脱出の設備（第七十五条―第八十一条の二）	第八章 居住、衛生及び脱出の設備（第七十五条―第八十一条の二）
第九章 航海用具（第八十二条―第八十四条の五）	第九章 航海用具（第八十二条―第八十四条の五）
第十章 電気設備	第十章 電気設備
第一節 通則（第八十五条―第八十九条）	第一節 通則（第八十五条―第八十九条）
第二節 蓄電池（第九十条・第九十一条）	第二節 蓄電池（第九十条・第九十一条）
第三節 配電盤（第九十二条・第九十三条）	第三節 配電盤（第九十二条・第九十三条）
第四節 電路（第九十四条―第九十七条）	第四節 電路（第九十四条―第九十七条）
第五節 電気利用設備（第九十八条・第九十九条）	第五節 電気利用設備（第九十八条・第九十九条）
第十一章 特殊設備（第九十九条の二）	第十一章 特殊設備（第九十九条の二）
第十二章 復原性（第一百条―第一百四条）	第十二章 復原性（第一百条―第一百四条）
第十三章 操縦性（第一百五條）	第十三章 操縦性（第一百五條）

第一章 総則（第一条―第四条）	第一章 総則（第一条―第四条）
第二章 船体（第五条―第二十条）	第二章 船体（第五条―第二十条）
第三章 機関	第三章 機関
第一節 通則（第二十一条―第二十四条）	第一節 通則（第二十一条―第二十四条）
第二節 主機、補助機関及びプロペラ軸系（第二十五条―第三十三条）	第二節 主機、補助機関及びプロペラ軸系（第二十五条―第三十三条）
第三節 補機及び管装置（第三十四条―第三十八条）	第三節 補機及び管装置（第三十四条―第三十八条）
第四節 備品（第三十九条・第四十条）	第四節 備品（第三十九条・第四十条）
第四章 排水設備（第四十一条・第四十二条）	第四章 排水設備（第四十一条・第四十二条）
第五章 操舵、係船及び揚錨の設備（第四十三条―第四十五条）	第五章 操舵、係船及び揚錨の設備（第四十三条―第四十五条）
第六章 救命設備	第六章 救命設備
第一節 救命設備の要件（第四十六条― <u>第五十七条の四</u> ）	第一節 救命設備の要件（第四十六条― <u>第五十七条の四</u> ）
第二節 救命設備の備付基準（第五十八条・第五十九条の二）	第二節 救命設備の備付基準（第五十八条・第五十九条の二）
第三節 救命設備の積付方法（第五十九条―第六十三条の二）	第三節 救命設備の積付方法（第五十九条―第六十三条の二）
第四節 救命設備の表示（第六十四条）	第四節 救命設備の表示（第六十四条）
第七章 消防設備（第六十五条―第七十二条）	第七章 消防設備（第六十五条―第七十二条）
第七章の二 防火措置（第七十二条の二―第七十四条）	第七章の二 防火措置（第七十二条の二―第七十四条）
第八章 居住、衛生及び脱出の設備（第七十五条―第八十一条の二）	第八章 居住、衛生及び脱出の設備（第七十五条―第八十一条の二）
第九章 航海用具（第八十二条―第八十四条の五）	第九章 航海用具（第八十二条―第八十四条の五）
第十章 電気設備	第十章 電気設備
第一節 通則（第八十五条―第八十九条）	第一節 通則（第八十五条―第八十九条）
第二節 蓄電池（第九十条・第九十一条）	第二節 蓄電池（第九十条・第九十一条）
第三節 配電盤（第九十二条・第九十三条）	第三節 配電盤（第九十二条・第九十三条）
第四節 電路（第九十四条―第九十七条）	第四節 電路（第九十四条―第九十七条）
第五節 電気利用設備（第九十八条・第九十九条）	第五節 電気利用設備（第九十八条・第九十九条）
第十一章 特殊設備（第九十九条の二）	第十一章 特殊設備（第九十九条の二）
第十二章 復原性（第一百条―第一百四条）	第十二章 復原性（第一百条―第一百四条）
第十三章 操縦性（第一百五條）	第十三章 操縦性（第一百五條）

第十四章 特殊小型船舶に関する特則（第六六条―第一百五九条）  
第十五章 雑則（第一百六六条・第一百七七条）  
附則

（小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置）

第五十七條の五 小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 非常の際に付近の他の船舶又は航空機の船舶自動識別装置に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものであること。
- 二 信号を発信していることを可視又は可聴の手段により示すことができるものであること。
- 三 四十八時間以上連続して使用することができるものであること。
- 四 第五十七條の三第二号、第四号から第六号まで、第九号及び第十号並びに前条第二号に掲げる要件

（救命設備の備付数量）

第五十八條 近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。

- 一 〇九（略）
- 十 小型船舶用レーダー・トランスポンダー又は小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置 一個
- 十一（略）
- 十二 沿海区域を航行区域とする小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等（総トン数五トン以上の旅客船を除く。）は、第三号から第八号までの規定（沿岸小型船舶にあつては、第六号の規定を除く。）に代えて第四項第三号及び第四号の規定によることができる。
- 一〇九（略）
- 十 小型船舶用レーダー・トランスポンダー又は小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置 一個（同様の機能を有する設備であつて国土交通大臣が定めるものを備え付けている小型船舶を除く。）
- 十一（略）
- 三〇九（略）

第十四章 特殊小型船舶に関する特則（第六六条―第一百五九条）  
第十五章 雑則（第一百六六条・第一百七七条）  
附則

（救命設備の備付数量）

第五十八條 近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。

- 一 〇九（略）
- 十 小型船舶用レーダー・トランスポンダー 一個
- 十一（略）
- 十二 沿海区域を航行区域とする小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等（総トン数五トン以上の旅客船を除く。）は、第三号から第八号までの規定（沿岸小型船舶にあつては、第六号の規定を除く。）に代えて第四項第三号及び第四号の規定によることができる。
- 一〇九（略）
- 十 小型船舶用レーダー・トランスポンダー 一個（同様の機能を有する設備であつて国土交通大臣が定めるものを備え付けている小型船舶を除く。）
- 十一（略）
- 三〇九（略）

(小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置等)

第六十三条 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダー及び小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置は、非常の際に小型船舶用膨脹式救命いかだのいずれか一隻又は小型船舶用救命浮器のいずれか一個とともに使用することができるように積み付けなければならない。

(小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用レーダー・トランスポンダー)

第六十三条 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用レーダー・トランスポンダーは、非常の際に小型船舶用膨脹式救命いかだのいずれか一隻又は小型船舶用救命浮器のいずれか一個とともに使用することができるように積み付けなければならない。

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第六条 現存船の消防設備（第六条の規定による改正後の船舶消防設備規則（以下「新消防規則」という。）第二十七条及び第四十九条に規定する消防員装具及び個人装具を除く。）については、次項から第八項までに定めるものを除き、なお従前の例による。</p> <p>2 現存船に施行日に現に備え付けている第六条の規定による改正前の船舶消防設備規則（以下「旧消防規則」という。）の規定に適合する炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置及び不活性ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置（施行日に現に建造又は改造中の船舶にあつては、備え付ける予定のものを含む。）については、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合限り、当該船舶について平成二十二年一月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査のために上架を行うものに限る。）の時期までは、なお従前の例による。</p> <p>3 3 8 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第六条 現存船の消防設備（第六条の規定による改正後の船舶消防設備規則（以下「新消防規則」という。）第二十七条及び第四十九条に規定する消防員装具及び個人装具を除く。）については、次項から第八項までに定めるものを除き、なお従前の例による。</p> <p>2 現存船に施行日に現に備え付けている第六条の規定による改正前の船舶消防設備規則（以下「旧消防規則」という。）の規定に適合する炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置及び不活性ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置（施行日に現に建造又は改造中の船舶にあつては、備え付ける予定のものを含む。）については、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合限り、なお従前の例による。</p> <p>3 3 8 （略）</p>

○漁船特殊規程（昭和九年逓信省・農林省令）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（レーダー・トランスポンダー及び<u>搜索救助用位置指示送信装置</u>） 第五十一条の四の三 一般漁船には、一個のレーダー・トランスポンダー 又は<u>搜索救助用位置指示送信装置</u>を備え付けなければならない。</p>	<p>（レーダー・トランスポンダー） 第五十一条の四の三 一般漁船には、一個のレーダー・トランスポンダー を備え付けなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（救命設備の要件）</p> <p>第二十五条 再帰反射材は、船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第四十二条の二の規定に適合するものでなければならない。</p> <p>2 小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用救命浮環、小型船舶用救命胴衣、小型船舶用自己発煙信号、小型船舶用火せん、小型船舶用信号紅炎、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダー及び小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置は、小型船舶安全規則第六章第一節及び第四節の規定に適合するものでなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（救命設備の備付数量）</p> <p>第二十六条 第二種小型漁船には、次の各号に掲げる救命設備を備え付けなければならない。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 小型船舶用レーダー・トランスポンダー又は小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置 一個</p> <p>2 （略）</p> <p>（小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置等）</p> <p>第二十六条の三 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランスポンダー及び小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置は、非常の際に小型船舶用膨脹式救命いかだのいずれか一隻とともに使用することができるように積み付けなければならない。</p>	<p>（救命設備の要件）</p> <p>第二十五条 再帰反射材は、船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第四十二条の二の規定に適合するものでなければならない。</p> <p>2 小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用救命浮環、小型船舶用救命胴衣、小型船舶用自己発煙信号、小型船舶用火せん、小型船舶用信号紅炎、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用レーダー・トランスポンダーは、小型船舶安全規則第六章第一節及び第四節の規定に適合するものでなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（救命設備の備付数量）</p> <p>第二十六条 第二種小型漁船には、次の各号に掲げる救命設備を備え付けなければならない。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 小型船舶用レーダー・トランスポンダー 一個</p> <p>2 （略）</p> <p>（小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用レーダー・トランスポンダー）</p> <p>第二十六条の三 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用レーダー・トランスポンダーは、非常の際に小型船舶用膨脹式救命いかだのいずれか一隻とともに使用することができるように積み付けなければならない。</p>